

桑名市人権施策基本計画

(中間期改訂案)

2019年8月

目次(案)

I	基本的な考え方
1	人権施策の動き
2	計画の性格と期間
3	基本理念
II	基本方針
1	意識調査に見られる課題
2	社会的な課題
3	5つの基本方針
4	計画の体系
III	基本計画
1	同和問題
2	子どもの人権
3	女性の人権
4	障害者の人権
5	高齢者の人権
6	外国人の人権
7	インターネットにおける人権
8	さまざまな人権

I 基本的な考え方



人権施策の動き



■世界・国連の動向

1948年（昭和23年）、第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択され、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と宣言されました。

その後も国連は、1965年（昭和40年）に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、1966年（昭和41年）に「国際人権規約」、1975年（昭和50年）に「障害者の権利に関する宣言」、1979年（昭和54年）に「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、1989年（平成元年）に「児童の権利に関する条約」、1993年（平成5年）に「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」など、多くの条約や宣言を採択してきました。また、「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」などを定め、人権の尊重に向けた国際的な取り組みを展開しています。

さらに、1994年（平成6年）の国連総会においては、「人権教育のための国連10年（1995年～2004年）」が採択され、世界各国において人権教育を積極的に推進するよう「人権教育のための国連10年行動計画」が策定されました。この計画の終了を受けて、2005年（平成17年）からは「人権教育のための世界プログラム」が採択され、人権教育が推進されています。

2005年（平成17年）、国連事務総長報告書において、国連のすべての活動で人権の視点を強化する「人権の主流化」の考え方が提唱されました。そして、2006年（平成18年）、国連として人権問題への対処能力を強化するため、人権分野の最高機関として新たに人権理事会が設置されました。

その他、2006年（平成18年）に「障害者権利条約」、2007年（平成19年）に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」など、人権課題の個別分野ごとの具体的な国際法の整備が進んでいます。

■国の動向

わが国は、日本国憲法が掲げる「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」という基本的人権の理念に即し、国連が決議した多くの人権条約に同意して締結し、国内における人権施策を進めてきました。

特に、わが国固有の人権問題である同和問題については、1965年（昭和40年）に出された「同和对策審議会答申」を受け、1969年（昭和44年）に「同和对策事業特別措置法」を制定し、同和地区の環境改善や差別の解消に向けた施策を積極的に実施してきました。

1995年（平成7年）には、「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997年（平成9年）には「人権教育のための国連10年国内行動計画」を策定しています。この計画において、人権教育の重要課題として、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などが例示されました。また、1999年（平成11年）には、「さまざまな人権問題を解決するためには国民一人ひとりの人権教育・啓発が必要である」とする趣旨の答申を人権擁護推進審議会が行っています。国は、国内行動計画や人権擁護推進審議会答申の趣旨等を踏まえて、人権教育と人権啓発の総合的な推進に努めてきましたが、より一層の充実を図るために、2000年（平成12年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定しました。同法に基づき、2002年（平成14年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。この計画では、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であるとし、人権尊重社会の早期実現に向けた人権教育・人権啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。また、この計画は、2011年（平成23年）4月、北朝鮮当局による拉致問題等を加えた形に見直されています。

2013年（平成25年）12月の参議院本会議は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立（2013年（平成25年）6月成立、2016年（平成28年）4月施行）等により、国内法が「障害者の権利に関する条約」の求める水準に達したとして、条約の批准を承認しました。わが国の批准は、2014年（平成26年）1月20日付けで国際連合事務局に承認されています。

その他、国内においても、人権課題の個別分野ごとの具体的な法整備が進んできました。2004年（平成16年）には「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が、2005年（平成17年）には「犯罪被害者等基本法」が、2006年（平成18年）には「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」が、2013年（平成25年）には「いじめ防止対策推進法」が施行されました。さらに、2016年（平成28年）には「本邦外出身者に対する不当な差別的発言の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、同年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されています。

■三重県の取り組み

三重県においては、1996年（平成8年）に「三重県人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、翌年には「人権が尊重される三重をつくる条例」が制定されました。さらに、同条例に基づき設置された「三重県人権施策審議会」において、人権施策の総合的な推進を図るための指針と行動計画が審議され、1999年（平成11年）に、「三重県人権施策基本方針」と「人権教育のための国連10年三重県行動計画」が策定されました。そして2006年（平成18年）に「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」を策定し、めざす社会像を「公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会」「さまざまな文化や多様性を認めあい、個人が尊重される共生社会」としました。そして、具体的に取り組むべき10の「人権課題」として、同和問題、子ども、女

性、障害者、高齢者、外国人、患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、さまざまな人権課題をあげています。そして、具体的な行動プランとして「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（第一次行動プランは2007年（平成19年）から2010年（平成22年）：第二次行動プランは2011年（平成23年）から2015年（平成27年）：第三次行動プランは2016年（平成28年）から2019年（平成31年））が策定され、多様な施策が展開されています。

2015年（平成27年）には、「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」が策定されています。この改定では、「みえ県民カビジョン」に掲げる“「幸福実感日本一」の三重”の実現をめざす方向性を踏まえ、幸福が実感できる社会を「人権が尊重される社会」の具体像と位置づけています。

2011年（平成23年）には「三重県子ども条例」の制定、2014年（平成26年）には、いじめ防止対策推進法に基づく「三重県いじめ防止基本方針」が策定されています。また、2016年（平成28年）には「三重県多文化共生社会づくり指針」が策定され、2018年（平成30年）に、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が施行されるなど、県においても人権課題の個別分野ごとの具体的な法整備が進んでいます。

■市の取り組み

本市は、2004年（平成16年）に桑名市、多度町、長島町と合併しました。旧1市2町においても、さまざまな人権施策を進めてきました。

新市への移行後、2004年（平成16年）には「桑名市における部落差別撤廃及びあらゆる差別撤廃に関する条例」の制定、2005年（平成17年）には「桑名市人権施策基本方針・基本計画」を策定、同年に「人権尊重都市宣言」、2009年（平成21年）に「桑名市男女共同参画基本計画」を策定、同年に「桑名市男女共同参画推進条例」を制定し、同和問題をはじめとするあらゆる差別を撤廃して人権文化に満ちた「差別のない明るい都市・桑名」の実現に向けた施策を進めています。

また、2015年（平成27年）には「桑名市人権施策基本計画」を策定しました。この計画では、人権教育や啓発を、家庭、地域社会（自治会、活動団体など）、保育所（園）・幼稚園・小中学校、企業や職場といった「場面」に応じて実施していくことを盛り込み、同和問題、子ども、女性などの具体的な人権課題を踏まえた施策を記載しました。また、2018年（平成30年）には、「桑名市男女共同参画基本計画」の見直し、「桑名市人権施策基本計画」の中間評価を目的とする「人権問題に関する意識調査」を実施しました。

計画の性格と期間



計画の性格

■人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を踏まえた計画

この計画は、2000年（平成12年）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づくものです。この法律は、人権教育及び人権啓発に関する施策の策定及び実施について、国、地方公共団体の責務を明確にしています。法の趣旨を踏まえ、本市における人権教育及び人権啓発の各施策を推進する基本的な指針となるものがこの計画です。

■桑名市総合計画と整合した計画

この計画は、「桑名市総合計画」の目指す方向と合致した計画として策定しています。桑名市総合計画では、各施策の10年後の目指す姿を掲げています。人権政策、男女共同参画、人権教育については、以下のような目指す姿を掲げています。

<人権政策>

一人ひとりの人権が尊重される差別のない明るいまちになっています。

- 市民一人ひとりがさまざまな人権問題を自分自身の課題としてとらえ、その解決に向けて努力できるようになっています。
- すべての人々の人権が尊重されるため、国や県、人権擁護委員などと連携して人権侵害のないまちづくりが進められています。

<男女共同参画>

男女が自分の個性と能力を活かせる社会に近づいています。

- 個人がその個性と能力を十分に発揮でき、一人ひとりが大切にされ、心豊かに生きられる男女共同参画社会に近づいています。

<人権教育>

一人ひとりが互いを認め合い、行動していきます。

- 子どもたち一人ひとりが自分の大切さやほかの人の大切さを認めることができ、それがさまざまな状況で態度や行動に表れるようになっています。

計画の期間

この計画は、2015年（平成27年）度を初年度とする10か年計画として策定しています。今回は、中間評価を実施し、見直しを行いました。

基本理念



あらゆる差別を解消し、さまざまな文化や多様性を認め合い、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られるまちを実現する。

世界人権宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と規定し、日本国憲法も基本的人権を保障し、人権が尊重される社会の実現をめざしています。

本市では、「人権尊重都市宣言」「桑名市における部落差別撤廃及びあらゆる差別撤廃に関する条例」及び桑名市総合計画の精神に則り、この計画の基本理念を、これまでの計画と同様、「あらゆる差別を解消し、さまざまな文化や多様性を認め合い、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られるまちを実現する」とします。



II 基本方針





1

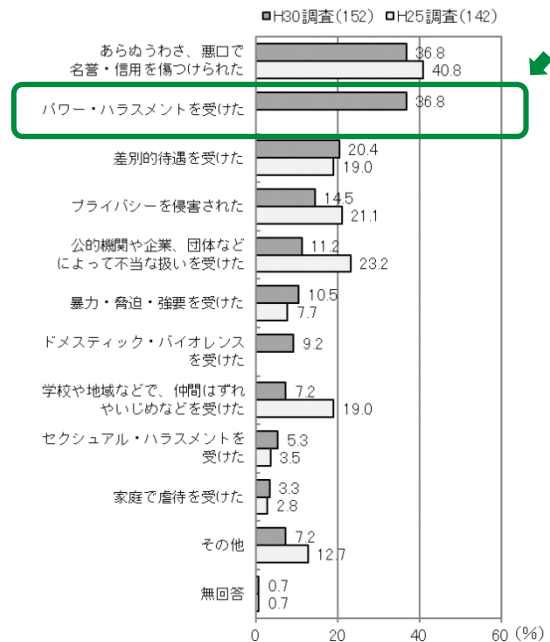
意識調査に見られる課題

2018年（平成30年）9月に実施した「人権問題に関する意識調査」の結果に見られる課題等を整理します。

①「パワーハラスメント」被害が多い

人権侵害を受けた内容として、「あらぬうわさ、悪口で名誉・信用を傷つけられた」と並び、「パワーハラスメントを受けた」が多く見られました。

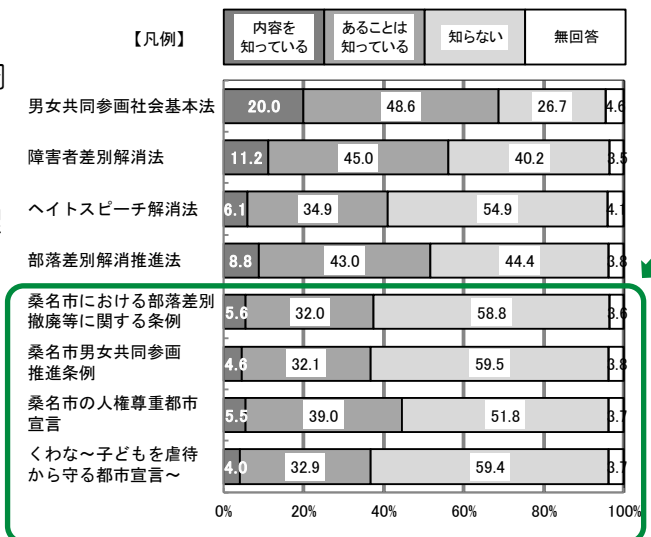
パワーハラスメントは、職場などの組織の中で発生する人権侵害です。「企業や職場」における人権教育・啓発を強化し、その予防を図る必要があります。



②人権3法や市の条例等の周知が進まない

法律等の「内容を知っている」人が最も多いのは「男女共同参画社会基本法」（20.0％）です。反対に、市の条例等の周知度はいずれも5％程度と低くなっています。

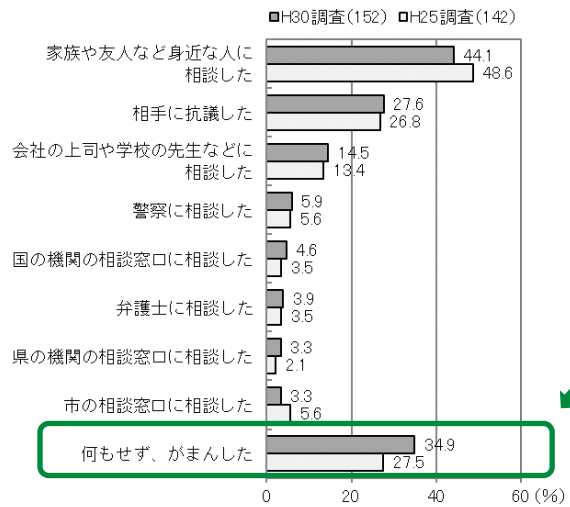
全ての市民が、人権に関する法律等を理解し、権利の主体として使いこなすことができるような教育・啓発が必要です。



③何もせず、がまんした人が増加している

人権侵害を受けた時に「何もせず、がまんした」(34.9%)人が前回の調査(2013年(平成25年)実施)よりも増えています。相談サービスの充実が必要と考えられます。

国、県、市などの公的機関の相談窓口にご相談した人が少ないことから、相談を受け体制を強化し、多様な相談をしやすい体制を整備する必要があります。



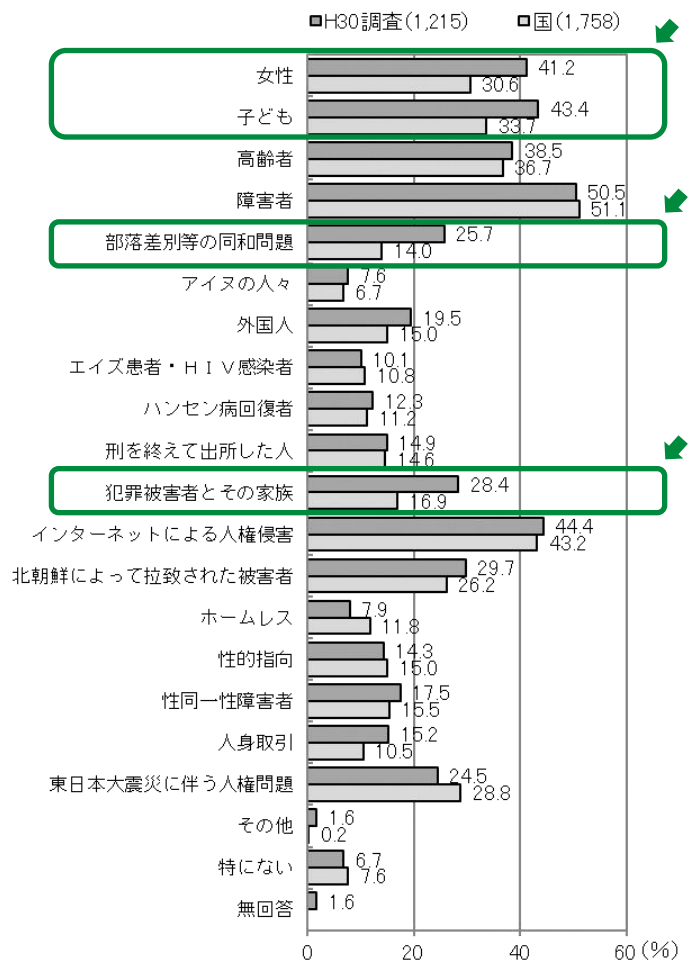
※上位9項目

④同和問題、女性、子ども、犯罪被害者の人権への関心大

国の調査結果と比べて、桑名市では、「部落差別等の同和問題」、「女性」、「子ども」、「犯罪被害者とその家族」などの人権問題への関心が高いという特徴があります。

また、同和問題については、自分の結婚相手が同和地区出身者だとわかった場合に「まったく問題にしない」人の割合が伸びていますが、依然として考え直す人もいることから、今後も継続して啓発していく必要があります。

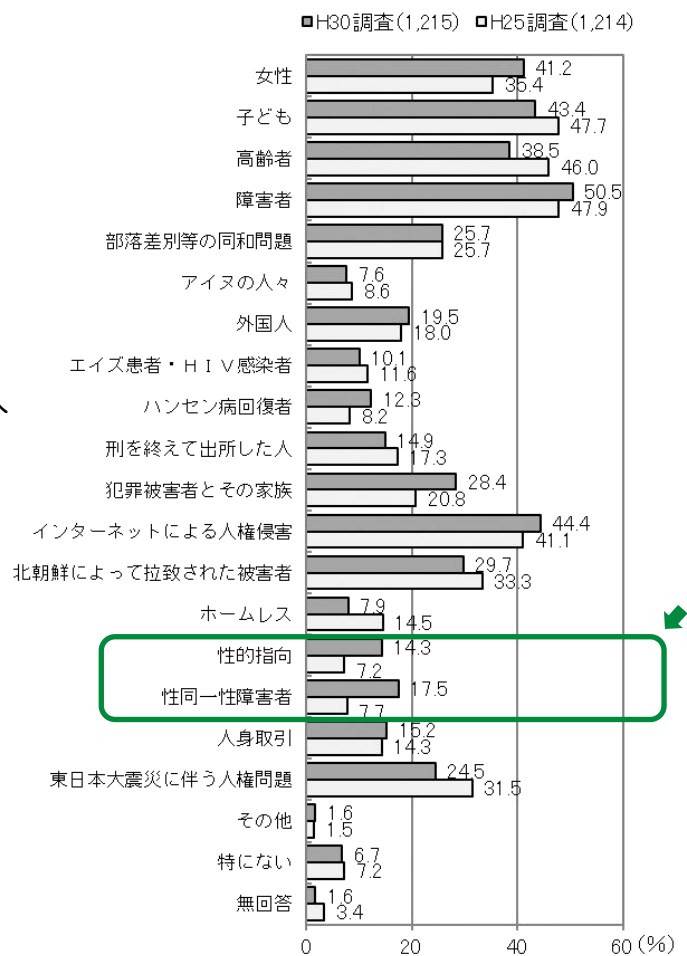
これら、関心が高い人権課題を中心に、今後も継続的に教育・啓発していく必要があります。



⑤性同一性障害者などの人権への関心が高まっている

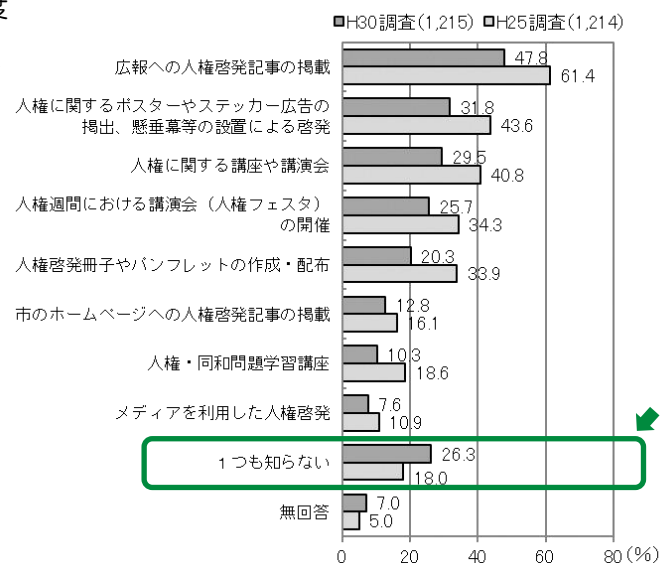
性同一性障害者や性的指向については、前回調査と比べて関心度が高まっている状況が見受けられます。しかし、一方では、実際にどのような問題が起きているかについては「わからない」と答えた人が国の調査より多く見られ、具体的な認識は十分ではないものと考えられます。

性同一性障害者や性的指向に関する人権問題の啓発に注力する必要があります。



⑥市の啓発活動の周知度が低下している

市が行っている各種啓発活動の周知度が、前回調査時よりも低下している現状にあります。「1つも知らない」と答えた人は26.3%とおおよそ4人に1人を占め、この層には啓発に関する情報が届いていない状況にあるものと考えられます。「1つも知らない」人は若年層に多いことから、SNSなど、若年層の関心が高い手法の活用を検討し、効果的な人権啓発を進める必要があります。



社会的な課題



中間期改訂にあたって踏まえるべき、今日の社会的な課題を整理します。基本的な視点として、「新たに整備された人権3法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）に対応した課題」、「特に問題が多発している課題」、「社会環境の変化を踏まえた課題」の観点から、具体的なテーマをいくつか整理します。

①新たに整備された人権3法に対応した課題

2016年（平成28年）には、障害者（障害者差別解消法）、外国人（ヘイトスピーチ解消法）、同和問題（部落差別解消推進法）に関連する3つの法律が整備されました。しかし、意識調査結果にもみられるとおり、これらの法律の周知については課題が残ります。市民のリーガル・リテラシー（法律に対する知識と、それを活用する能力）を高める教育・啓発の充実が必要となります。

さらに、障害の早期発見と途切れのない支援により適切な療育等を受けられること、近年増加している在日外国人の生活支援をはじめその子ども世代の教育や在留資格に関して生じる人権問題への対応、今なお大きな人権問題である部落差別等の同和問題の解決に関すること等は、今後も重要なテーマとして位置付けていく必要があります。

②特に問題が多発している課題

【いじめや虐待】

いじめや虐待など、子どもの人権を侵害する事件は今日も多発しており、重大な問題です。これらの課題を、家庭教育や学校教育における課題としてのみ位置付けるのではなく、子どもの人権問題として明確に位置づけ、取り組んでいく必要があります。

③社会環境の変化を踏まえた課題

【働き方改革】

2018年（平成30年）6月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」では、雇用側の責任が明確化されていますが、これは、就労者の人権に着

目した法律であるにとらえることができます。意識調査にみられるパワーハラスメントなどの課題も含めて、職場における人権問題という視点を強化していく必要があります。

【在留外国人の増加】

2018年（平成30年）12月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」では、外国人の新たな在留資格が創設され、今後ますます外国人の受け入れの増加が予想されます。

一方で、近年、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる事例の発生等を受けて、2016年（平成28年）6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。言語、宗教、文化、習慣等の違いを理解し、外国人との交流を深め、良好な関係を築くことができるよう啓発していく必要があります。

【多様な性のあり方への理解】

2003年（平成15年）7月に成立した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、性同一性障害者のうち特定の要件を満たす者への法令上の性別の取り扱いの特例が定められました。また、同性婚を認める世界的な動きを受けて、2015年（平成27年）、東京都渋谷区議会では、同性カップルに対するパートナーシップ証明の発行が可決され、その後全国的にも広がっています。また三重県では、2018年（平成30年）、LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認についての理解を深め、適切な行動ができるよう、職員向けのガイドラインを都道府県で初めて作成しています。こうした流れを受けて、桑名市においても今後一層の啓発が必要です。

【災害】

災害と人権問題は切り離せない関係があります。大規模災害が発生した際は、命が危険にさらされたり、経験したことのない不安やストレスを感じたりするなど、多くの困難に苦しむこととなります。こうした事態そのものが人権を損なっている状況といえます。

特に、高齢者、障害者、女性、心理的な影響を受けやすい子ども、言葉の壁がある外国人など、特別な配慮や援助を必要とする、いわゆる災害弱者と言われる要支援者の方には、その困難さがひととき大きくなります。

災害時に被災者、特に要支援者の人権をいかに確保していくか、平時から考えておくことが重要となります。

5つの基本方針



桑名市の人権施策の基本方針は、人権問題を解決し、基本理念に掲げたことを実現するために実施する人権施策の全般的な方向性・めざすべき姿を表現したものです。

以下に掲げる5つを、この計画全体に通じる基本方針として位置づけます。

①すべての市民が、人権を正しく理解する

基本理念に記載した「あらゆる差別を解消し、さまざまな文化や多様性を認め合い、すべての人々の人権が守られる社会を実現する」ためには、すべての市民が人権について正しく理解することが必要です。現実にはどのような人権問題が生じているのか、また、人権を侵害された結果がどのような現象につながっていくのか等を正しく理解する必要があります。

そのための施策として、「人権教育」と「人権啓発」を位置づけて実施していきます。

②人権問題は“自分自身の問題である”という意識を高める

人権問題を自分自身の問題として感じていないと、“他人事”となってしまいます。自分自身の人権が侵害される問題にいつ直面するかわかりませんし、反対に自分がだれかの人権を侵害してしまう可能性さえあります。自分に直接関係がない人権問題や、身近に見聞きしないような人権問題についても、すべての市民の認識と理解が必要であるとの視点から啓発していきます。さまざまな人権問題を理解することを通じて、市民一人ひとりが人権問題を“自分自身の問題である”と捉えることが大切です。

③「場面」と「人権課題」に応じた、効果的な教育・啓発を実施する

人権問題は非常に多様化してきて、私たちの日常生活の様々な場面で問題が生じています。たとえば、家庭、地域社会、保育所（園）、幼稚園、小・中学校、企業や職場など、場面ごとに生じる人権問題の形や内容は異なりますから、「場面」に応じた適切な人権教育・人権啓発を実施していく必要があります。また、近年、大規模な災害が続いたこともあり、被災者の人権への関心が高まっています。さらに、訪日外国人の増加に

ともない、滞在中に被災するという心配も増大しています。こうした、緊急時における人権問題を1つの「場面」と捉えて施策を進めていくために、新たに「災害などの非常時」を加えて人権教育・啓発を推進します。

人権問題は、人権が侵害される側の立場等によってさまざまな形態に分かれます。同和問題をはじめ、子ども、女性、障害者、高齢者、外国人、インターネットにおける人権など、人権が侵害される側の立場等に応じたさまざまな「人権課題」を明確化し、理解して、適正な人権教育・啓発を実施していく必要があります。

場面	人権課題
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭 ・地域社会（自治会、活動団体など） ・保育所（園）、幼稚園、小・中学校 ・企業や職場 ・災害などの非常時 	<ul style="list-style-type: none"> ・同和問題 ・子どもの人権 ・女性の人権 ・障害者の人権 ・高齢者の人権 ・外国人の人権 ・インターネットにおける人権 ・さまざまな人権

④ 必要な相談・支援が受けられる体制を確立する

人権を侵害される等の問題に直面している人は、その解決のためにさまざまな情報や支援を必要としています。人権問題は、さまざまな形で発生し、しかも時代とともに変化していきます。特定の課題だけを想定した相談体制を確保するだけでなく、さまざまな問題の相談に応じ、適切な助言や情報提供ができる体制や環境を整備していく必要があります。

⑤ 行政と市民の協働の下、人権が尊重されるまちづくりを推進する

桑名市総合計画では、行政と市民の協働の下で、さまざまな問題の解決に向けた取り組みを進めていくことを基本的な考え方としています。特に人権問題は、市民生活のあらゆる場面で生じる危険性がある問題であり、その解決に向けた行動もあらゆる場面で展開していくことが必要となります。多様な活動を展開しているNPO・団体等との連携を強め、人権が尊重されるまちづくりを推進していく必要があります。

計画の体系

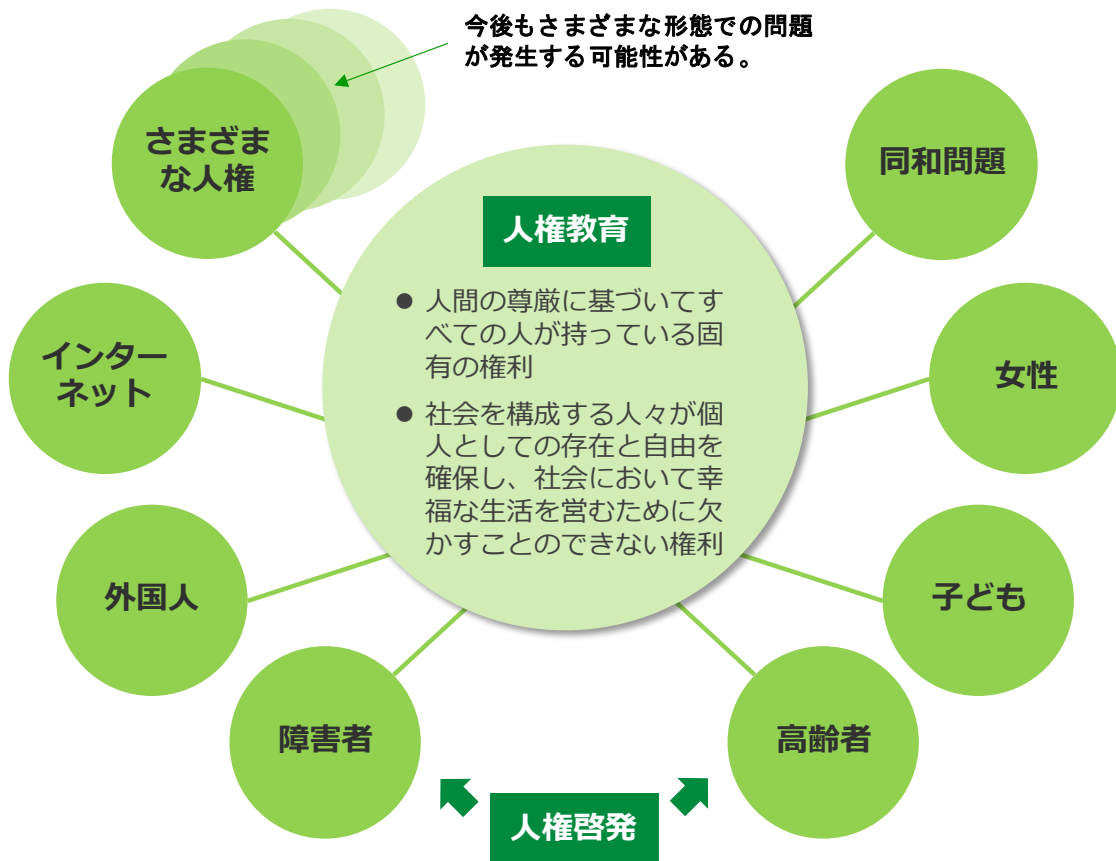


基本理念

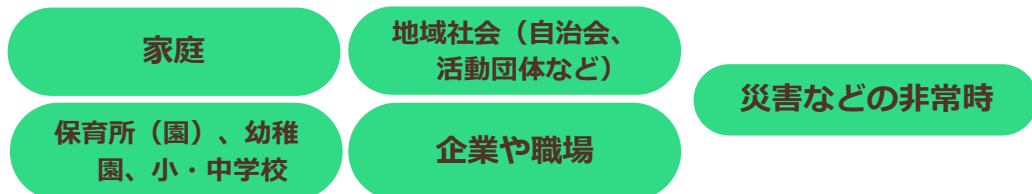
あらゆる差別を解消し、さまざまな文化や多様性を認め合い、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られるまちを実現する。

基本方針

- ①すべての市民が、人権を正しく理解する
- ②人権問題は“自分自身の問題である”という意識を高める
- ③「場面」と「人権課題」に応じた、効果的な教育・啓発を実施する
- ④必要な相談・支援が受けられる体制を確立する
- ⑤行政と市民の協働の下、人権が尊重されるまちづくりを推進する



<人権教育・啓発の場面>



Ⅲ 基本計画





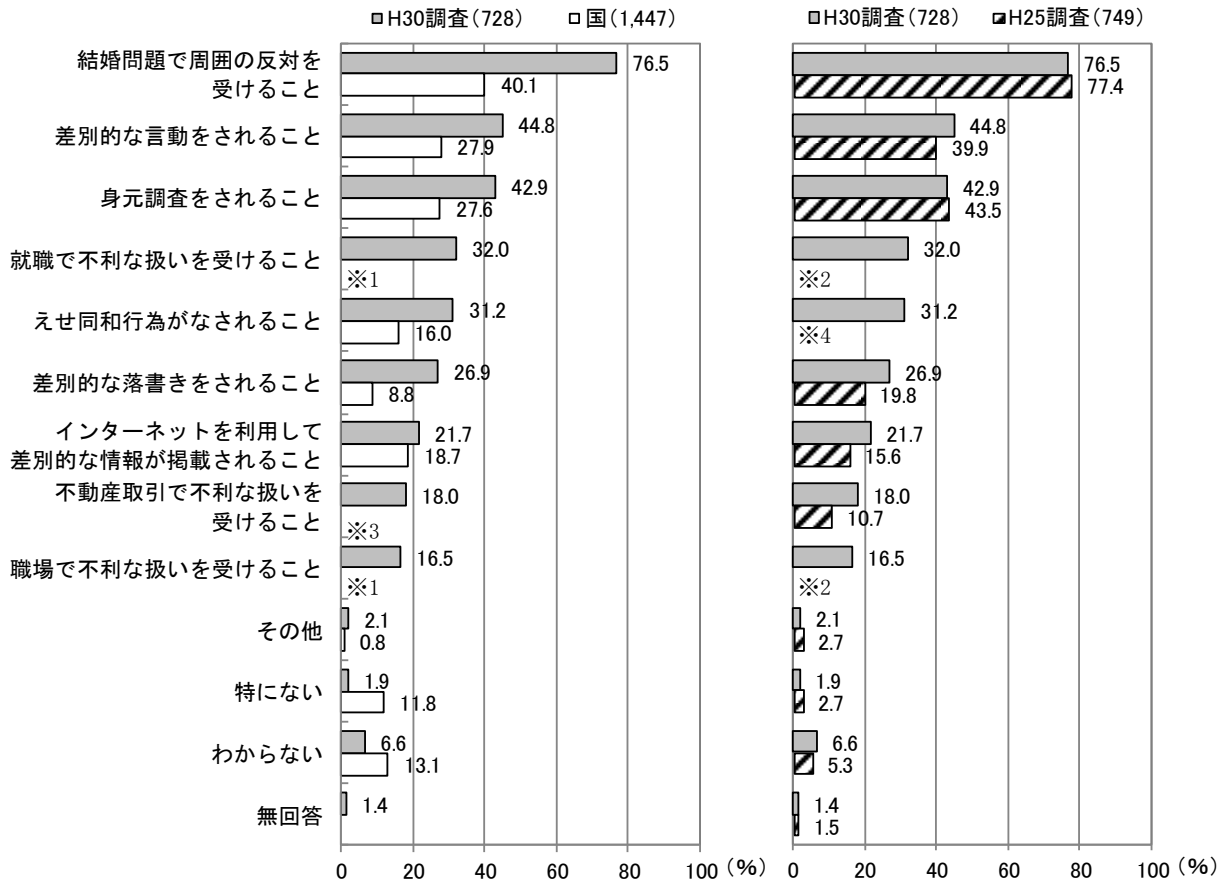
現状と課題

1965年（昭和40年）の同和対策審議会答申において、部落差別の解消は国民的な課題であり、国の責務であることが示されました。1969年（昭和44年）には同和対策事業特別措置法が制定され、本市においても、同和行政を市政の重要課題の一つとして位置づけ、住環境整備や人権教育・啓発等の各種事業を積極的に推進してきました。その結果、生活環境の改善等の物的な基盤整備については一定の成果が見られました。また、2016年（平成28年）には、部落差別の解消に向けた施策を推進するために「部落問題の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されています。

しかしながら、同和問題については、依然として差別や偏見が存在し、十分な理解がなされていないという現状があります。2018年（平成30年）に本市が実施した「人権問題に関する意識調査」では、同和問題に関する人権問題として、「結婚問題で周囲の反対を受ける」「差別的な言動をされる」「身元調査をされる」「就職で不利な扱いを受ける」等が上位にあげられています。さらに、同和地区や同和地区の人々に対する差別意識が「まだ残っている」と考えている人は、前回調査から約10ポイント減少したものの、依然6割以上にのぼっています。

また、自身か子どもが結婚を希望する相手が同和地区出身者であるとわかった場合に、「結婚を考えなおす（ように言う）だろう」と回答した人は、前回調査から約5ポイント減少したものの、依然2割以上となっています。

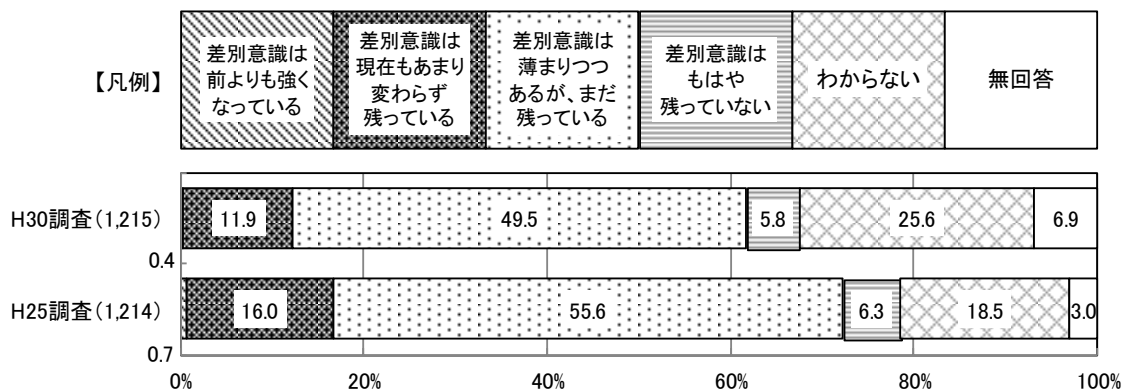
【同和問題に関する人権問題】



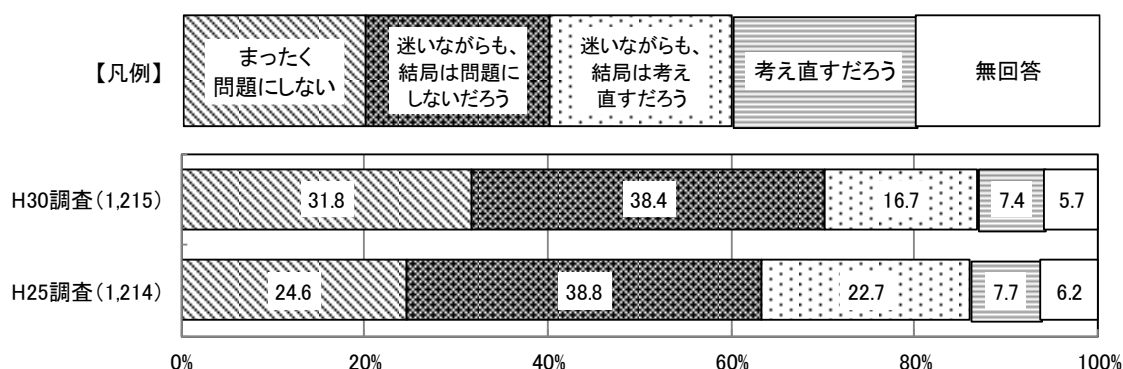
注) 複数回答可

- ※1 国の調査では「就職・職場で不利な扱いを受けること」が23.5%。
- ※2 H25調査では「就職・職場で不利な扱いを受けること」が37.2%。
- ※3 国の調査では「不動産取引で不利な扱いを受けること」の選択肢はなし。
- ※4 H25調査では「えせ同和行為がなされること」の選択肢はなし。

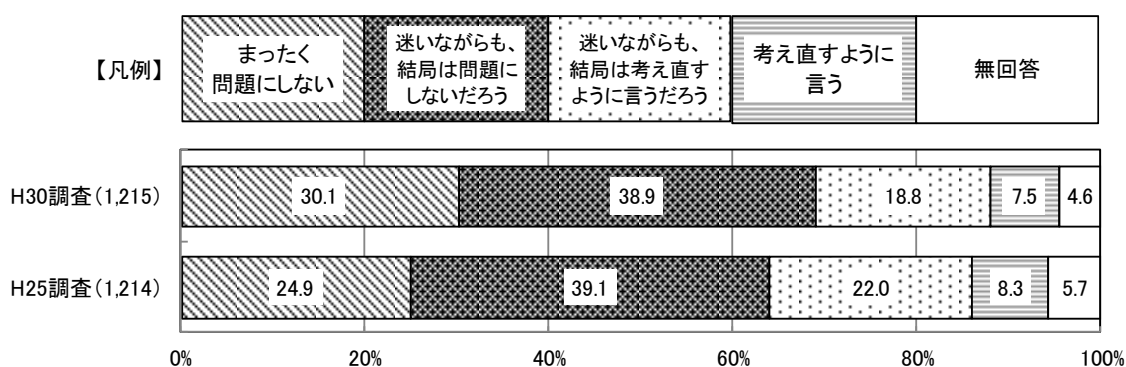
【同和地区や同和地区の人に対する差別意識】



【自身の結婚希望相手が同和地区出身者だった場合の対応】



【子どもの結婚希望相手が同和地区出身者だった場合の対応】



こうした差別意識の解消に向けて、本市では、「人権フェスタ」や「人権を確かめあう日」等の事業を通じて啓発を行い、各地区の人権啓発推進会とともにさまざまな取り組みを進めてきました。特に、差別事象が発生した地域においては、地区研修会を開催するなど、積極的な啓発活動を行ってきました。

学校等の教育現場においても、くわなっ子教育ビジョンに基づき、桑名市同和教育副読本「あゆみ」を活用して児童生徒への人権教育を推進するとともに、教育関係者への研修等も進めてきました。このほか、人権問題に関する相談体制の充実や、雇用等についての企業啓発にも力を入れてきました。

今後も、同和对策審議会答申の精神を尊重し、同和問題の解決に向けて国・県などの関係機関との連携を深め、人権意識の普及・啓発に関する各施策を積極的に推進していく必要があります。また、NPO・団体等のメンバーや人権イベントへの参加者等がいずれも高齢化している現状から、若い世代へのより効果的な啓発手法について考えていく必要があります。

めざすべき姿

同和問題について正しく理解され、部落差別撤廃に向けた取り組みが積極的に行われています。また、市民自らが人権尊重のまちづくりを積極的に進めています。

目標指標

目標指標	自身の結婚希望相手が同和地区出身者だとわかった場合、まったく問題にしない人の割合		
評価方法	人権問題に関する意識調査結果より		
目標値	計画策定時	現状値	目標年度 (R6)
	24.6%	31.8%	39.0%

施策の方向

施策の方向	主な担当課
①同和問題についての理解と認識を深める啓発の充実 すべての市民が同和問題の本質を理解し、問題の解決に向けた適切な判断や行動ができるようになるための啓発や情報提供を行います。	人権政策課 人権センター 人権教育課
②地域における啓発活動の充実 同和問題の解決に向けて、地区の人権啓発推進会やNPO・団体等を中心に、多様な啓発活動を行います。	人権政策課 人権センター
③地域のリーダーの養成 市民が、人権に対する正しい知識と理解を持ち、地域のリーダーとして人権啓発に関わることができるよう、研修を充実します。	人権政策課 人権センター 人権教育課
④人権意識を高める学習機会の充実 同和問題について学び、正しく理解することができるよう、学習機会を充実します。	人権政策課 人権センター 人権教育課
⑤保育所（園）、幼稚園、小・中学校における人権教育の充実 子どもたちが、同和問題についての正しい知識を持ち、適切な意識を持つことができる人権教育を、学校等において実施します。	人権教育課 子ども未来課

施策の方向	主な担当課
<p>⑥教職員・行政職員等の研修の充実</p> <p>人権教育に関わる教職員や、市民や企業等への啓発に関わる行政職員等、多くの人の人権意識に影響を与える職員の研修を充実します。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課 子ども未来課 人事課 商工課</p>
<p>⑦同和問題に関する相談体制の充実及び周知</p> <p>同和問題に関するさまざまな差別や偏見、人権侵害等に関する相談体制を充実し、その周知を図ります。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課</p>
<p>⑧企業等への啓発</p> <p>採用や雇用における人権侵害を防ぐとともに、職場内での人権意識を高めることができるよう、企業等に対して同和問題についての正しい理解と認識を深める啓発を行います。</p>	<p>人権政策課 人権センター 商工課</p>
<p>⑨えせ同和行為についての取り組み</p> <p>えせ同和行為の現状や対処方法について情報提供を行い、えせ同和行為を許さない意識を高めます。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課</p>
<p>⑩部落差別解消推進法の周知と関連施策の充実</p> <p>部落差別解消推進法の周知を徹底するとともに、同法に基づく市の施策を充実します。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課 福祉総務課</p>



現状と課題

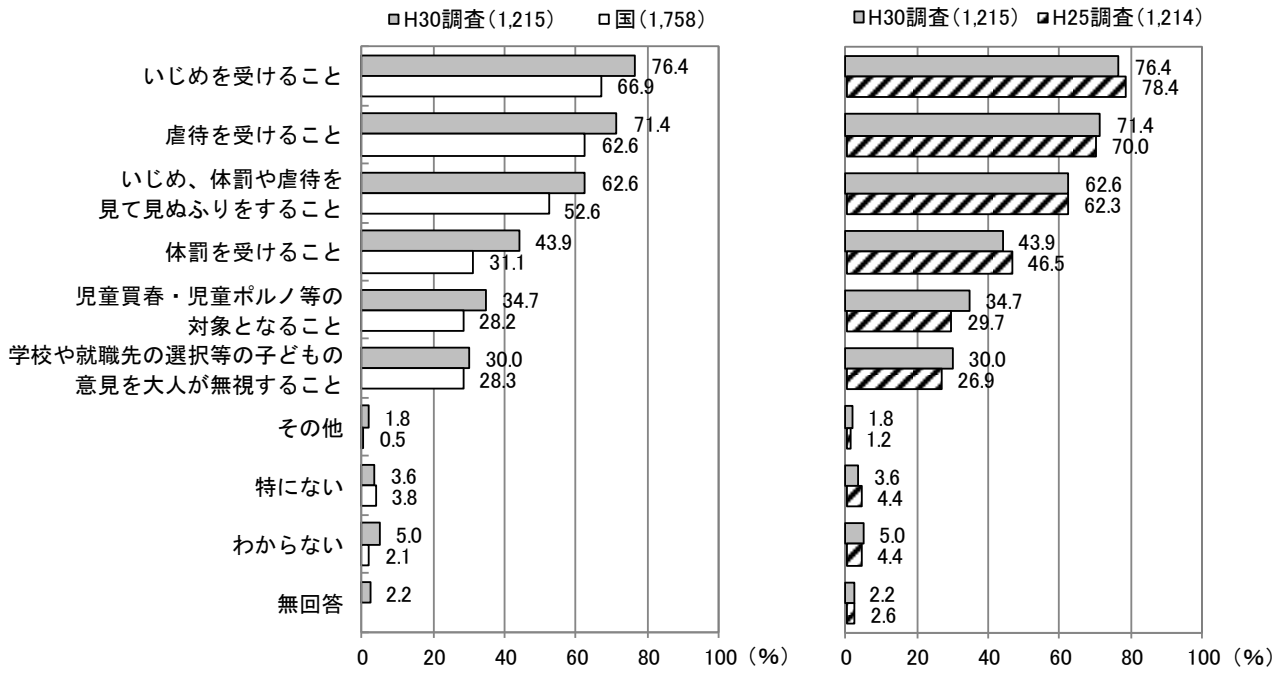
現在、子どもを取り巻く環境は、社会の変化、少子化の進行、核家族化、共働き家庭の増加等、急激に変化しています。子どもに対する虐待や犯罪は今なお後を絶たず、学校においても、いじめや不登校等の深刻な問題が起きています。子どもたちがお互いを尊重し合い、人権意識を育む取り組みが求められています。

本市では、子どもたちの健全な発達及び安全性の確保が課題とされていることから、2013年（平成25年）に「子どもの笑顔を守るまち くわな ～子どもを虐待から守る都市宣言～」を行いました。さらに、子どもに対するあらゆる暴力の排除や、いじめ等の問題の発生予防に向けた推進体制の強化・充実を図ってきました。また、2014年（平成26年）には「桑名市いじめ防止基本方針」を策定しました。

こうした取り組みにもかかわらず、子どもの人権を侵害するさまざまな事件等が発生しています。2018年（平成30年）に本市が実施した「人権問題に関する意識調査」では、子どもに関して起きていると思う人権問題として、「いじめを受けること」「虐待を受けること」「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをすること」「体罰を受けること」が上位にあげられています。これらの項目はいずれも国の調査結果と比べて割合が高くなっています。近年の研究では、学校風土を改善することが、いじめの予防などに効果的であることが指摘されています。子どもの人権の視点からも、すべての子どもが安心して過ごせる学校を実現する取り組みが重要であると考えられます。

今後も、民間企業やNPO・団体等とも協力しながら、人権尊重を基盤においた保育・学校教育の推進、いじめ・虐待などに対する取り組みの充実等、子どもの人権を大切に
する社会環境づくりを進めていく必要があります。

【子どもに関して起きていると思う人権問題】



注) 複数回答可

めざすべき姿

子どもは自らの意思が尊重され、権利が保障された環境の下で、豊かな人権感覚を備えた人間として、主体的に行動し「生きる力」を育み安全で健やかな生活を送っています。

目標指標

目標指標	自分のことを大切と思う中学生の割合		
評価方法	桑名市小中学生の人権に関する意識調査結果より		
目標値	計画策定時	現状値	目標年度 (R6)
	79.9%	82.8%	85.0%

施策の方向

施策の方向	主な担当課
<p>①子どもの人権についての正しい理解の啓発</p> <p>子どもの権利条約の趣旨を踏まえて、子どもの人権を正しく理解し、大人も子ども自身も子どもの人権を尊重することができるよう啓発します。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課 子ども未来課</p>
<p>②世代間交流の充実</p> <p>地域の子どもから高齢者までが、多様な機会を通じて交流できる場を拡充し、お互いを理解するとともにお互いを大切に思う心を育む教育や啓発を行います。</p>	<p>人権教育課 子ども未来課 介護高齢課 生涯学習・スポーツ課</p>
<p>③子どもの安全を守るネットワークの強化</p> <p>地域社会と連携して、子どもの安全を守るネットワークを強化します。</p>	<p>子ども未来課 学校支援課 生涯学習・スポーツ課 環境安全課</p>
<p>④子どもたちが安全に生活し、成長できる環境の整備</p> <p>子どもたちが安全で快適に生活し、成長できる環境を整備します。子どもが、地域や学校でさまざまな経験や学習をし、健全に成長できる教育環境を整備します。</p>	<p>子ども未来課 アットマネジメント課 教育総務課</p>
<p>⑤保育所（園）、幼稚園、小・中学校における人権教育の充実</p> <p>子どもを取り巻く環境が大きく変化し、解決すべき問題が多様化している現状を的確に踏まえるとともに、子どもの発達段階に配慮した「人権感覚あふれる学校づくり」を推進します。同時に、教職員の人権意識を高める研修や啓発等を行います。</p>	<p>人権教育課 子ども未来課 学校支援課</p>
<p>⑥相談体制の充実及び周知</p> <p>子ども総合相談センターを中心に、子育てに関する相談体制を充実するとともに、その周知を図り、子どもの健全な成長を支援します。</p>	<p>子育て支援課 学校支援課</p>
<p>⑦子どもの相談体制の充実及び周知</p> <p>学校等における相談や電話相談等、子ども自身がさまざまな形で自ら相談できる環境を充実し、その周知を図ります。</p>	<p>人権教育課 学校支援課</p>

施策の方向	主な担当課
<p>⑧虐待防止についての啓発</p> <p>児童虐待の防止等に関する法律の趣旨や子どもの人権の視点から、子どもの虐待防止についての啓発を行います。また、関係機関と連携して虐待の確認や対応を行う体制を強化します。</p>	<p>人権政策課 人権センター 子育て支援課</p>
<p>⑨学校等におけるいじめ予防策の充実</p> <p>子どもの人権の視点から、いじめ防止についての啓発を行うとともに、学校におけるいじめの発生を予防し、すべての子どもが安心できる学校づくりをめざします。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課 学校支援課</p>



現状と課題

男女が社会における対等な存在として互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取り組みが展開されています。本市においては、2019年（平成31年）に新たな「桑名市男女共同参画基本計画」を策定し、さまざまな施策を進めています。特に、今回の計画では、2015年（平成27年）に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を踏まえて、女性が職業生活で活躍するための支援等が重視されています。

しかしながら、男女共同参画社会の実現の妨げになる「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識の解消には至っていません。こうした現状は全国的な課題であり、男女の実質的な機会の平等を確保するため、国は2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位につく女性の割合が30%程度となることをめざした施策を推進しています。

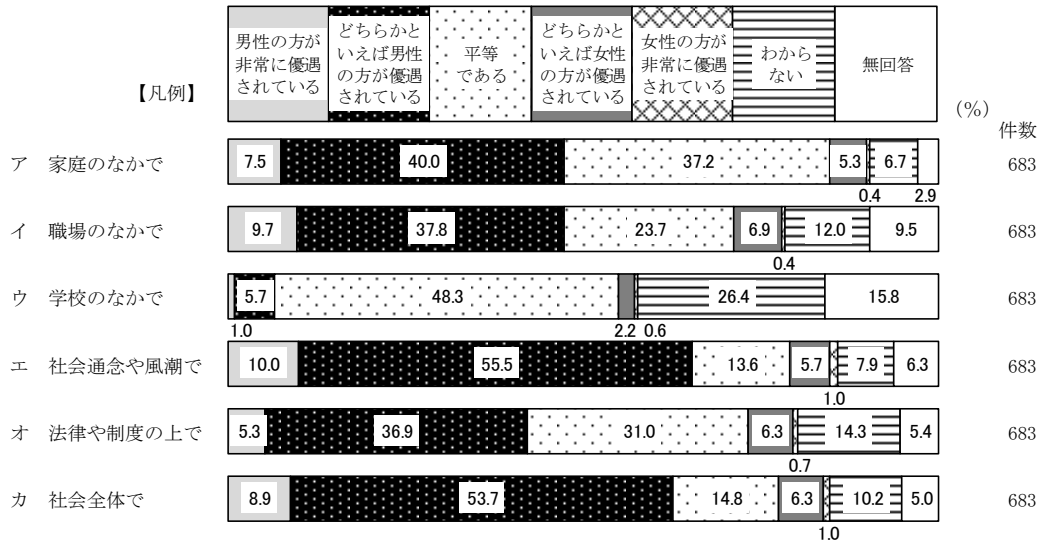
2017年（平成29年）に本市が実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」では、家庭、職場、社会通念及び社会全体など、ほとんどの項目で「男性が優遇されている」と答えた人が多くみられました。

また、2018年（平成30年）に本市が実施した「人権問題に関する意識調査」では、女性に関して起きていると思う人権問題として、「職場において差別待遇（女性が管理職になりにくい等）を受けること」「セクシュアル・ハラスメント」「男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱いを受けること」「ドメスティック・バイオレンス」が上位にあげられています。これらの項目はいずれも前回調査より割合が増加しており、特に「職場において差別待遇を受けること」は約14ポイント高くなっています。

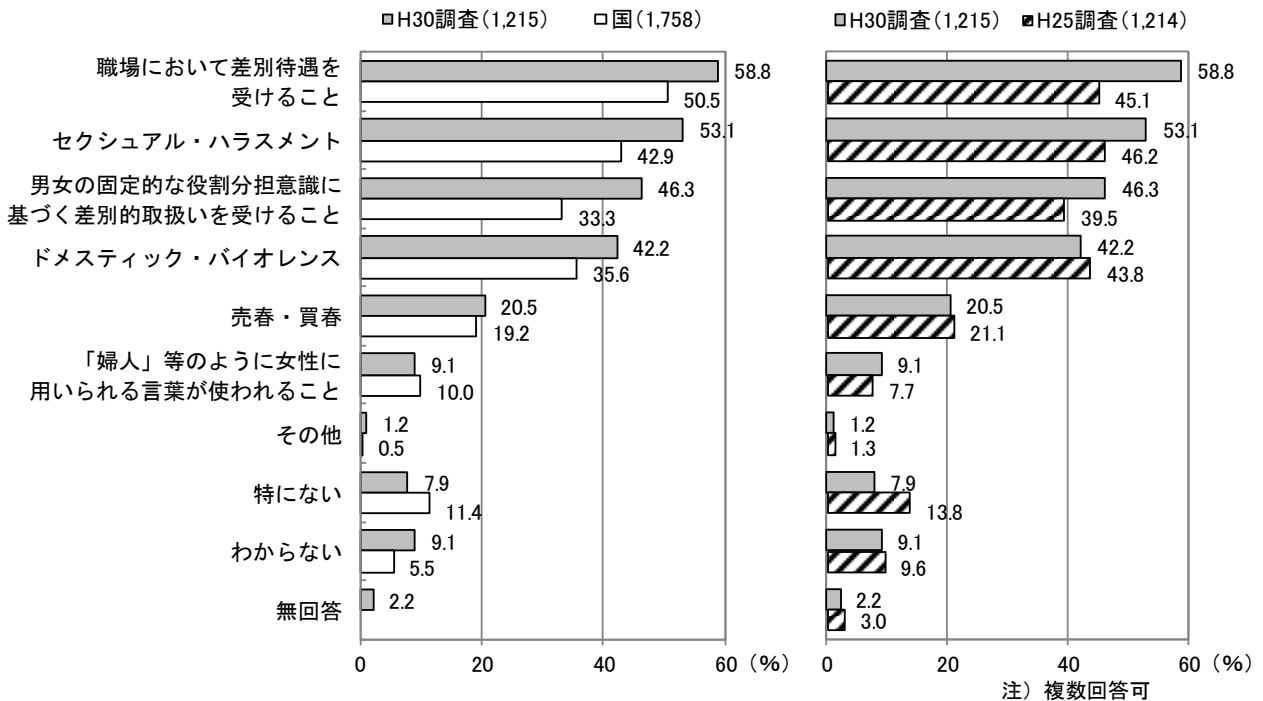
本市はこれまで、夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナーから身体的・心理的暴力等を受けるドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の解決を図るために、「女性法律相談」を開設するなど、関係機関との連携を強化して情報提供や啓発、相談体制の充実に努めてきました。

今後も、男女が互いに尊重し合い、心身ともに健康に暮らせる環境づくりをめざす必要があります。

【分野別男女の地位評価】



【女性に関して起きていると思う人権問題】



※国の調査では他に「アダルトビデオ等への出演強要」が15.5%となっている。

めざすべき姿

市民が「男女共同参画」の意味や考え方を知り、「男女共同参画社会」の実現にむけて、皆がお互いを認め合い、協力してまちづくりをすすめています。

目標指標

目標指標	各種審議会等への女性登用率		
評価方法	実績値にて評価		
目標値	計画策定時	現状値	目標年度 (R6)
	26.1%	30.4%	37.0%

施策の方向

施策の方向	主な担当課
①男女共同参画意識の啓発 男女が互いの人権を尊重するとともに、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共同参画できるよう、男女共同参画の考え方の普及と啓発を行います。	まちづくり推進課 人権政策課 人権センター
②リーダーの育成 男女共同参画の視点に立って参画できる人材の育成に取り組み、豊富な人材確保に努めます。	まちづくり推進課 人事課
③男女の固定的な役割分担意識を解消する教育の充実 さまざまな立場の市民が、男女共同参画に関する学習ができるよう、多様な学習機会の充実を図ります。	まちづくり推進課 人権政策課 人権センター
④保育所（園）、幼稚園、小・中学校における人権教育の充実 学校等で、子どもたち一人ひとりの個性を大切にした男女共同参画教育を実施します。同時に、教職員の男女共同参画意識を高める研修や啓発等を行います。	人権教育課 子ども未来課 学校支援課

施策の方向	主な担当課
<p>⑤相談体制の充実及び周知</p> <p>セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなど、さまざまな悩みに対応できる相談体制の充実とその周知を図るとともに、関連機関との連携強化による被害者救済体制の充実に努めます。</p>	<p>戸籍・住民登録課 まちづくり推進課 人権政策課 人権センター 子育て支援課 人事課</p>
<p>⑥企業等への啓発</p> <p>企業等へ、男女雇用機会均等法、労働基準法等の労働関係法令の趣旨の周知を図り、適切な運用への働きかけを行い、募集、採用、賃金、昇進等における男女平等の実現をめざします。同時に、職場で生じやすいセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどに関する啓発を充実します。</p>	<p>まちづくり推進課 商工課</p>
<p>⑦女性の政策・方針決定の場への参画の促進</p> <p>女性の意見があらゆる政策・方針決定過程に反映されるよう、女性の積極的な参画を促し、登用を推進します。</p>	<p>まちづくり推進課 人事課 総務課</p>
<p>⑧仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</p> <p>就業者・事業者に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する情報提供や意識啓発を行うとともに、ワークシェアリングや労働時間の短縮、フレックスタイム制度等、多様な就労形態を周知します。</p>	<p>まちづくり推進課 子ども未来課 人事課 商工課</p>



現状と課題

1981年（昭和56年）の「国際障害者年」を契機として、障害のある人の「完全参加と平等」の実現に向けた取り組みが世界各国において推進されています。わが国においても、「心身障害者対策基本法」（1970年制定）が1993年（平成5年）に「障害者基本法」として改正され、2004年（平成16年）には障害を理由とする差別や権利利益を侵害する行為の禁止規定が追加されました。また、2005年（平成17年）には障害のある人の自立及び社会参加の支援を目的とする「障害者自立支援法」が制定され、2013年（平成25年）には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」として改正・施行されています。さらに、2013年（平成25年）6月、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、2016年（平成28年）に施行されました。

本市では、2015年（平成27年）に、「第3期桑名市障害者計画及び第4期桑名市障害福祉計画」を策定し、2018年（平成30年）に「第5期桑名市障害福祉計画」が策定され、障害に関する教育の推進や相談体制の充実等の各施策を推進しています。また、2011年（平成23年）には、個人のさまざまな状況にかかわらず、可能な限り多くの人々が利用できるよう、「ユニバーサルデザインガイドライン」を策定しています。

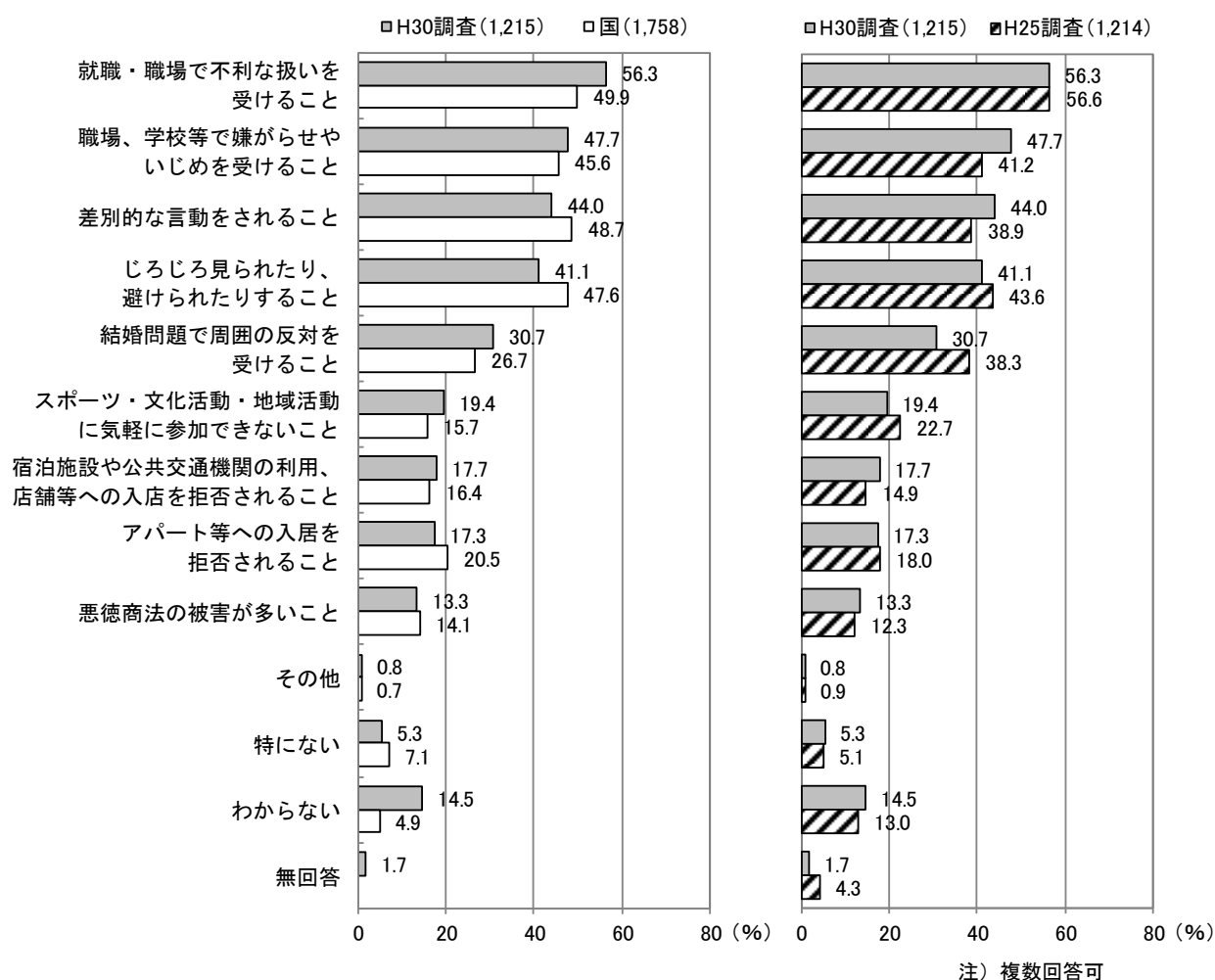
しかしながら、障害のある人に対する誤った認識や偏見からくる差別が依然として残っています。本市が2018年（平成30年）に実施した「人権問題に関する意識調査」では、障害のある人に関して起きていると思う人権問題として、「就職・職場で不利な扱いを受ける」「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受ける」「差別的な言動をされる」「じろじろ見られたり、避けられたりする」等が上位にあげられています。

障害の有無にかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し合い、障害のある人が自己選択と自己決定のもとにあらゆる社会活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害のある人への正しい理解と認識を深める必要があります。障害のある人が安心して生活できるまちづくりを推進するために、障害のある人の日常生活への支援体制と福祉サービスの充実が、今後も一層求められます。

注）「障害」の表記について

本市においては、法令に基づいた漢字表記を使用しています。

【障害者に関して起きていると思う人権問題】



めざすべき姿

障害のある人もない人もすべて同じ社会の構成員として、お互いの人権を尊重し合い、自分らしい豊かな暮らしをつくるために、地域のなかで社会参画しながら、生き生きとした生活を送っています。

目標指標

目標指標	障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがある障害のある人の割合		
評価方法	障害者計画・障害福祉計画策定に関するアンケート結果より		
目標値	計画策定時	現状値	目標年度 (R6)
	38.0%	34.0%	30.0%

施策の方向

施策の方向	主な担当課
<p>①障害のある人の人権についての正しい理解の啓発</p> <p>障害のある人が住み慣れた地域で生活していくことができるよう、すべての市民が障害のある人の人権についての正しい理解と認識を持つための啓発を行います。</p>	<p>障害福祉課 人権政策課 人権センター</p>
<p>②障害のある人とのふれあいや交流の促進</p> <p>障害のある人とのふれあいや交流を通じて相互理解を深めることができるよう、ふれあいの場を拡充します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>③NPOや団体等との連携</p> <p>NPO・団体等と連携し、さまざまな場面で障害のある人の人権尊重への理解を深める啓発活動を行います。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>④障害のある人の教育・学習の充実</p> <p>障害の状態や発達段階に応じて、適切な教育や学習ができる体制を確保します。</p>	<p>人権教育課 学校支援課</p>
<p>⑤障害のある人の社会参加</p> <p>ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障害のある人が社会参加し、自らの権利を行使することができるような環境づくりを進めます。</p>	<p>障害福祉課 都市整備課</p>
<p>⑥福祉サービスの充実</p> <p>障害のある人が住み慣れた地域で生活していくために必要な各種サービスを受けられる体制を確保します。</p>	<p>障害福祉課 廃棄物対策課</p>
<p>⑦障害のある人の権利擁護</p> <p>障害のある人の権利を守る制度や各種サービスの情報を提供し、必要に応じて利用を支援します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>⑧障害のある人の虐待の防止</p> <p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨を周知するとともに、関係機関と連携して虐待の確認や措置を行う体制を強化し、障害のある人への虐待を防止します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>⑨保育所（園）、幼稚園、小・中学校における人権教育の充実</p> <p>学校等で、子どもたちが、障害のある人の人権を理解できる教育を実施します。同時に、教職員の人権意識を高める研修や啓発等を行います。</p>	<p>障害福祉課 人権教育課 子ども未来課 学校支援課</p>

施策の方向	主な担当課
<p>⑩障害のある人への理解を深める職員研修の充実</p> <p>職員が、障害についての知識や理解を深めて接することができるよう、講座や研修の内容を充実します。</p>	<p>人事課 人権政策課 人権センター</p>
<p>⑪相談体制の充実及び周知</p> <p>障害のある人の多様な相談を受け付け、安心して生活することができる相談体制を充実し、その周知を図ります。</p>	<p>障害福祉課 人権政策課 人権センター 子育て支援課 学校支援課</p>
<p>⑫企業等への啓発</p> <p>障害のある人の雇用について、法律に基づく適切な対応がとられるよう、企業等への訪問や啓発チラシの配布等を通じて、情報提供や啓発を行います。</p>	<p>障害福祉課 商工課</p>
<p>⑬障害者の人権に関する法律等の周知</p> <p>障害者差別解消法等、障害者の人権に関する法律等の周知を徹底するとともに、市の関連施策を充実します。</p>	<p>障害福祉課 人権政策課 人権センター</p>



現状と課題

わが国では、2018年（平成30年）現在、人口の28.1%が65歳以上の高齢者であり、4人に1人以上が高齢者という時代に突入しています。本市では、2019年（平成31年）3月末時点で26.0%が高齢者であり、特に75歳以上の高齢者が増加してきています。

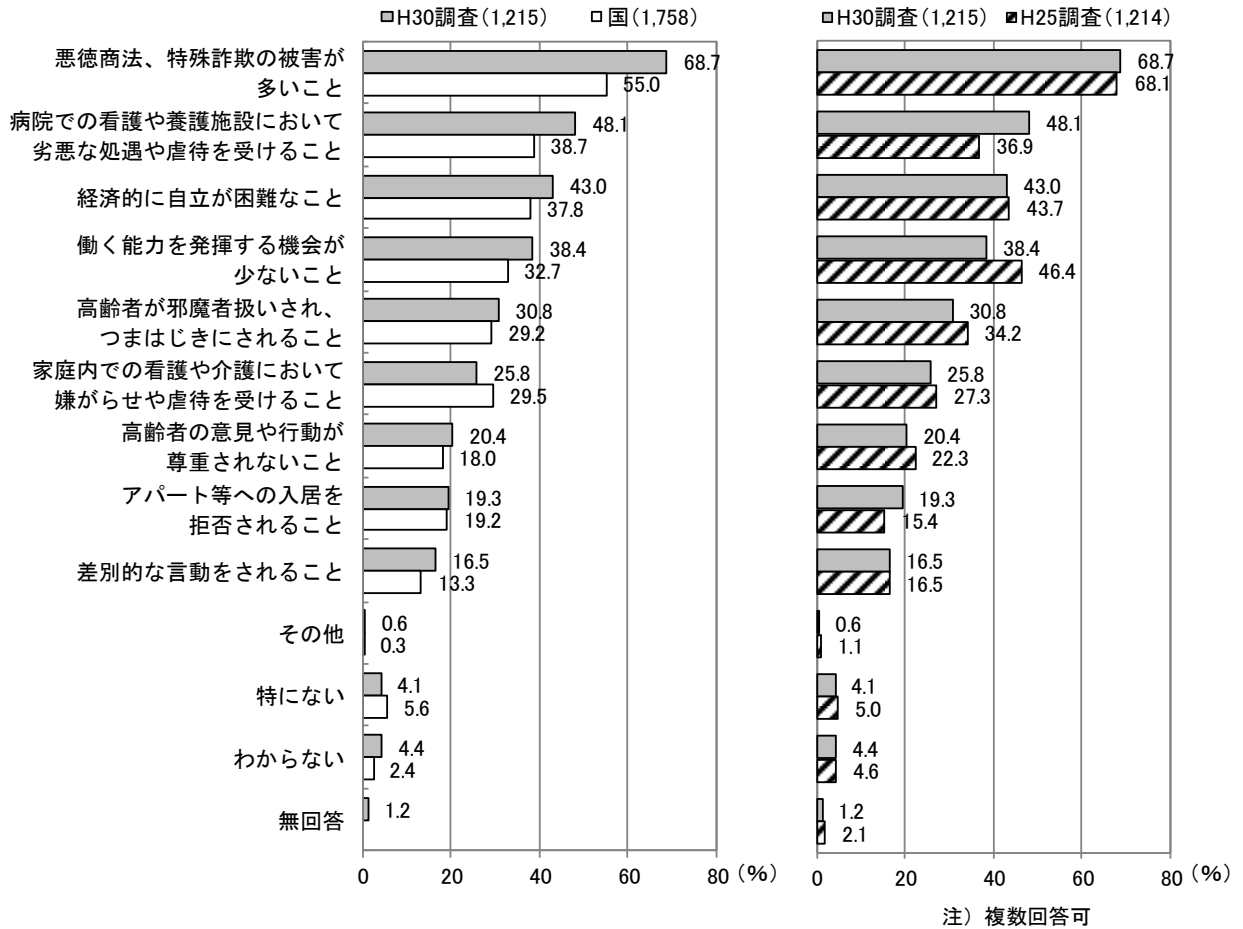
一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯の増加、同居家族の昼間時の不在により日中独居となる高齢者の増加等、高齢者をとりまく生活環境は大きく変化してきています。さらに、地域における交流の減少等により地域社会の機能が低下しており、高齢者が孤立してしまう現状に拍車をかけています。

本市では、こうした問題を解決するため、シルバー人材センターやハローワーク等と連携した高齢者の就労支援、高齢者の集いの場づくりのための宅老所の設置・運営等に取り組んできました。また、高齢者の孤立を予防し、認知症・虐待等の支援が必要な高齢者を早期に発見することができるよう、地域包括支援センターの充実や高齢者見守りネットワークを形成してきめ細かな見守り体制を整備してきました。特に、高齢者の虐待については、2006年（平成18年）の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行を受け、高齢者虐待防止マニュアルの作成、高齢者虐待防止ネットワーク会議の開設等に取り組んでいます。

高齢者は、健康状態等により支援を要する場合が多くなるため、その人権の尊重についてもさまざまな問題が発生しやすくなります。2018年（平成30年）に本市が実施した「人権問題に関する意識調査」では、高齢者に関して起きていると思う人権問題として、「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多い」「病院での看護や養護施設において劣悪な処遇や虐待を受ける」「経済的に自立が困難である」「働く能力を発揮する機会が少ない」等が上位にあげられています。これらの項目はいずれも国の調査結果と比べて割合が高く、特に「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多い」は約14ポイント高くなっており、本市において大きく問題視されています。

高齢者が住み慣れた地域で、健康で、安心して、幸せな生活を送ることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築をめざし、高齢者の人権が大切にされ、個人の意思が十分に尊重される社会づくりに努めていく必要があります。

【高齢者に関して起きていると思う人権問題】



めざすべき姿

すべての高齢者が自分自身の意思決定が尊重され、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく安心して、快適に生活を送っています。

目標指標

目標指標	生きがいをもって生活している高齢者の割合		
評価方法	桑名市日常生活圏域二ズ調査結果より		
目標値	計画策定時	現状値	目標年度 (R6)
	81.9%	66.1%	87.0%

施策の方向

施策の方向	主な担当課
<p>①高齢者の人権についての正しい理解の啓発</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で生活していくことができるよう、すべての市民が高齢者の人権についての正しい理解と認識を持つための啓発を行います。</p>	<p>介護高齢課 人権政策課 人権センター</p>
<p>②高齢者とのふれあいや交流の促進</p> <p>高齢者とのふれあいや交流を通じて相互理解を深めることができるよう、ふれあいの場を拡充します。</p>	<p>介護高齢課</p>
<p>③安心して生活できる見守り体制の充実</p> <p>高齢者が地域で安心して生活できるよう、高齢者見守りネットワーク活動を中心に、見守り体制を充実します。</p>	<p>介護高齢課</p>
<p>④高齢者の生涯学習の充実</p> <p>高齢者が生涯を通じてさまざまな学習活動ができるよう、生涯学習機会を充実します。</p>	<p>介護高齢課 保健医療課 生涯学習・スポーツ課</p>
<p>⑤高齢者の社会参加</p> <p>高齢者が就労や地域社会などのさまざまな場に参加して自らの権利を行使することができるような環境づくりを進めます。</p>	<p>介護高齢課 都市整備課 商工課</p>
<p>⑥福祉サービスの充実</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で生活していくために必要な各種サービスを受けられる体制を確保します。</p>	<p>介護高齢課 廃棄物対策課</p>
<p>⑦高齢者の権利擁護</p> <p>高齢者の権利を守る制度や各種サービスの情報を提供し、必要に応じて利用を支援します。</p>	<p>介護高齢課</p>
<p>⑧高齢者への虐待の防止と支援体制の充実</p> <p>高齢者への虐待についての情報提供と啓発を行い、虐待の防止と支援体制の充実を図ります。</p>	<p>介護高齢課</p>
<p>⑨保育所（園）、幼稚園、小・中学校における人権教育の充実</p> <p>学校等で、子どもたちが、高齢者の人権を理解できる教育を実施します。同時に、教職員の人権意識を高める研修や啓発等を行います。</p>	<p>介護高齢課 子ども未来課 人権教育課 学校支援課</p>
<p>⑩相談体制の充実及び周知</p> <p>高齢者の多様な相談を受け付け、安心して生活することができる相談体制を充実し、その周知を図ります。</p>	<p>介護高齢課 人権政策課 人権センター</p>
<p>⑪企業等への啓発</p> <p>高齢者の雇用について、企業等への情報提供や啓発を行います。</p>	<p>介護高齢課 商工課</p>



現状と課題

本市には、2018年（平成30年）12月末現在4,087人の外国人の市民が生活しています。これは、総人口の3%弱にあたり、近年は増加傾向にあります。本市においては、外国人の市民が安心して暮らせるよう、外国語表記による生活情報の提供、日本語教室や交流イベント等の開催、外国人児童生徒への適応指導及び国際理解教育等を進めてきました。

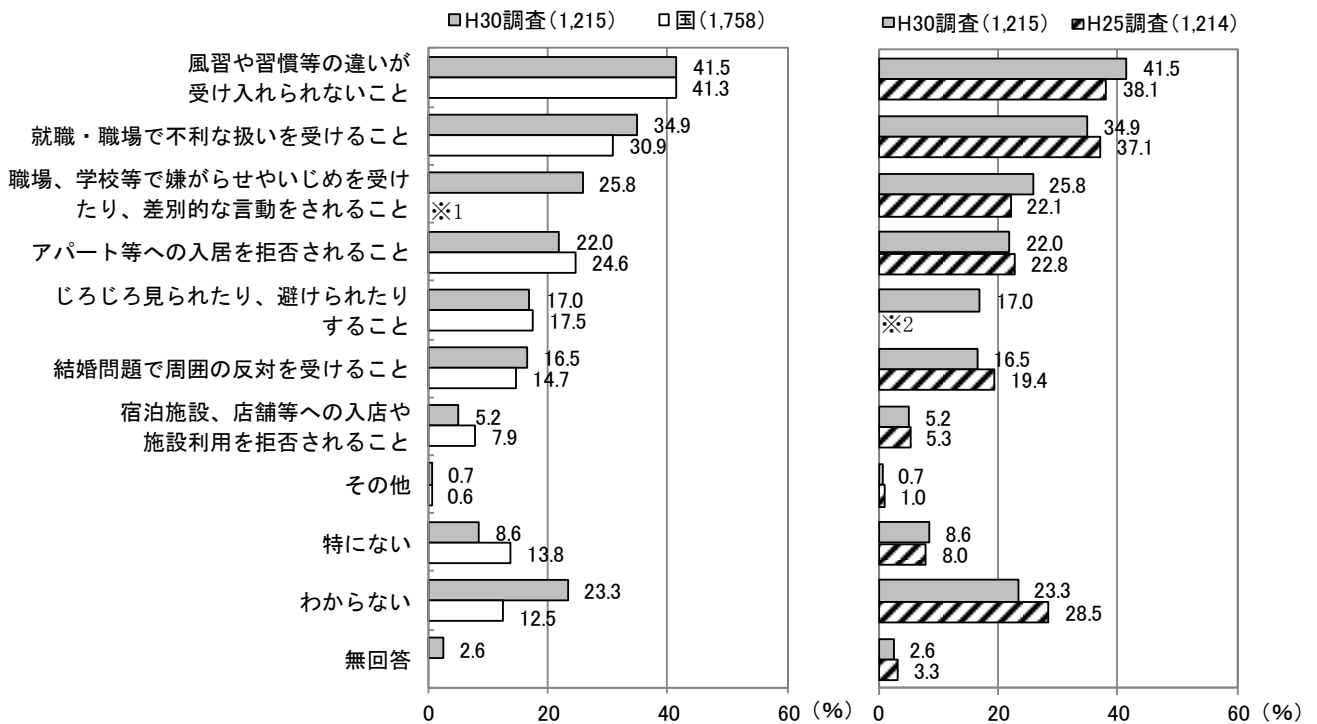
外国人に対する人権問題は、言語・文化・習慣・価値観の違いによる相互の不理解から生じているものと考えられます。「人権問題に関する意識調査」では、外国人の市民に関して起きていると思う人権問題として、「風習や習慣等の違いが受け入れられない」「就職・職場で不利な扱いを受ける」「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けたり、差別的な言動をされる」「アパート等への入居を拒否される」等が上位にあげられていますが、こうした内容の背景にも相互の不理解があるものと考えられます。そのため、今日では「多文化共生」が推進され、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の一員として共に生きようとする考え方が拡がりつつあります。

一方、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる事例等の発生を踏まえて、2016年6月（平成28年）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。

「人権問題に関する意識調査」で、ヘイトスピーチを伴うデモ等を見聞きした際の感想をたずねた結果、「不愉快で許せない」等の感想の他に、「表現の自由の範囲内だと思った」「自分には関係ない」等の感想もみられました。このように、新たな法律の周知は十分とはいえず、今後の教育・啓発が必要といえます。

また、2018年（平成30年）12月には、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立しました。この法律により、新たな在留資格が創設され、今後さらに外国人の受け入れが増加するものと考えられます。現在、本市に在住する外国人は、ブラジル人・ベトナム人・韓国人・中国人など、多国籍にわたります。こうした実態を踏まえた支援の充実を図るとともに、職場、地域、学校などのさまざまな場面における多文化共生を進めていく必要があります。

【外国人の市民に関して起きていると思う人権問題】

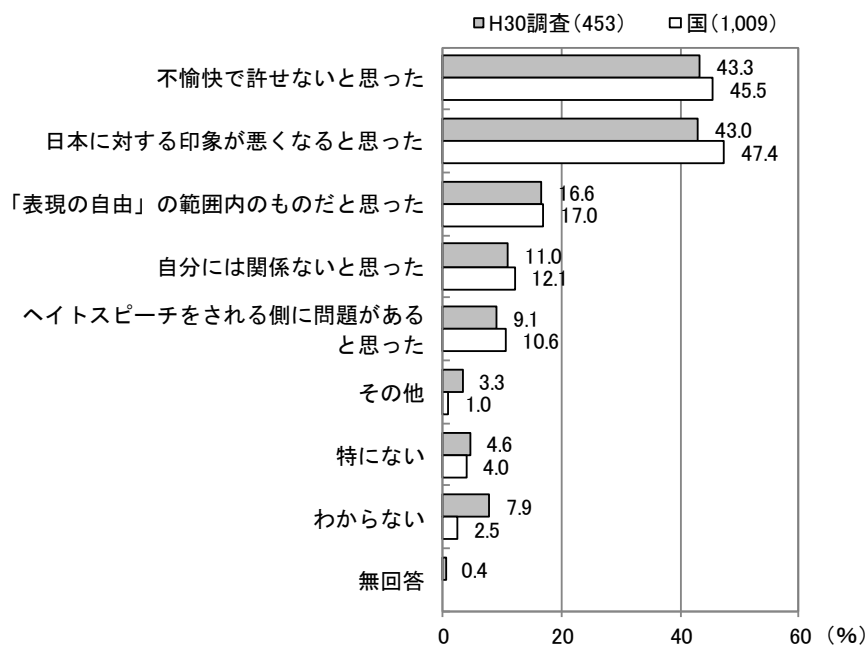


注) 複数回答可

※1 国の調査では「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」が20.6%、「差別的な言動をされること」が22.4%。

※2 H25調査では「じろじろ見られたり、避けられたりする」の選択肢はなし。

【ヘイトスピーチを伴うデモ等を見聞きした感想】



注) 複数回答可

施策の方向

外国人の市民が生活に関して、行政等による十分な情報や支援を得るとともに、自国の文化や習慣、価値観などが尊重され、地域の活動へ参加・参画し、安心して暮らしやすい社会づくりを進めています。

施策の方向

目標指標	日本語教室及び交流イベントに参加した外国人の延べ人数		
評価方法	桑名市国際交流市民アドバイザー委員会の活動実績より		
目標値	計画策定時	現状値	目標年度 (R6)
	696人	437人	1,000人

施策の方向

施策の方向	主な担当課
<p>①外国人についての理解を深める啓発の充実</p> <p>外国の文化や習慣の違いを理解し、お互いを尊重しながら共に生きていく人権感覚を身につけるため、継続的な情報提供や啓発を行います。</p>	<p>人権政策課 人権センター まちづくり推進課</p>
<p>②多文化共生施策の充実</p> <p>日本人と外国人とのコミュニケーション支援や交流機会の充実などを図り、多文化共生施策を充実します。</p>	<p>まちづくり推進課</p>
<p>③外国人の日常生活への支援</p> <p>本市の外国人居住者が安心して生活できるよう、表示や情報提供などへの配慮を行います。</p>	<p>戸籍・住民登録課 観光文化課 廃棄物対策課</p>
<p>④保育所（園）、幼稚園、小・中学校における人権教育の充実</p> <p>学校等で、子どもたちが、外国人の人権を理解できる教育を実施します。同時に、教職員の人権意識を高める研修や啓発等を行います。</p>	<p>人権教育課 子ども未来課 学校支援課</p>
<p>⑤外国人の子どもの教育の充実</p> <p>日本語指導が必要な子どもの円滑な就学を支援するとともに、言葉の理解の問題による学力低下などが生じないように、日本語指導を行う等の支援を充実します。</p>	<p>子ども未来課 人権教育課</p>

施策の方向	主な担当課
<p>⑥外国人の相談体制の充実及び周知</p> <p>各種手続きや日常生活での困り事への相談が気軽にできる体制づくりを進め、その周知を図ります。</p>	<p>人権政策課 人権センター まちづくり推進課</p>
<p>⑦外国人の適切な雇用への啓発</p> <p>外国人の雇用について、国の指針等に基づく適切な対応がとられるよう、企業等への情報提供や啓発チラシの配布等を通じて啓発します。</p>	<p>商工課</p>
<p>⑧外国人の人権に関する法律等の周知</p> <p>ヘイトスピーチ解消法等、外国人の人権に関する法律等の周知を徹底します。</p>	<p>人権政策課 人権センター</p>



インターネットにおける人権

施策の方向

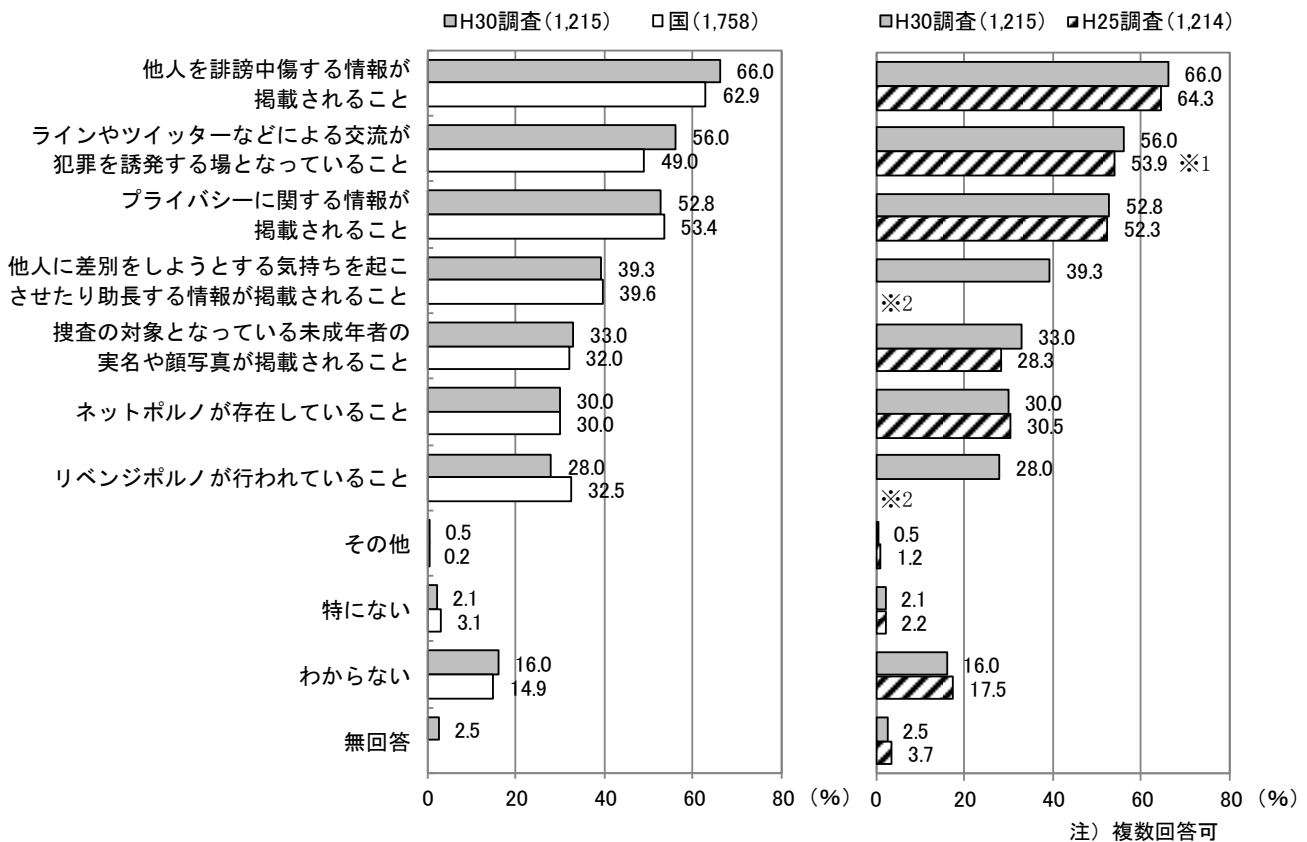
インターネットの普及は、私たちの生活を便利なものに変えました。特に、携帯電話やスマートフォンの急速な普及は、子どもたちにとってもインターネットの世界を身近なものにしています。

その一方で、インターネット上でのプライバシーの侵害、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、インターネット上でのいじめなど、子どもが加害者や被害者となるさまざまな人権問題が発生してきています。また、インターネットによる誘い出しにより、犯罪被害に巻き込まれるという事例も多く発生しています。国は、2009年（平成21年）4月より「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を施行して対策を進めています（2018年（平成30年）に改正）。また、児童とその保護者を対象とした人権啓発ビデオ等を活用した教育や啓発を実施しています。

本市が実施した「人権問題に関する意識調査」でも、インターネット上で起きていると思う人権問題として、「他人を誹謗中傷する情報が掲載される」「ラインやツイッターなどによる交流が犯罪を誘発する場となっている」「プライバシーに関する情報が掲載される」等が上位にあげられています。

こうした、インターネット上での人権問題をなくすためには、一人ひとりが差別的な書き込み等をしないことはもちろん、そうした行為が重大な人権侵害であることをすべての市民が認識する必要があります。そのためには、人権意識やメディアリテラシー（情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力）を高める教育や啓発を充実させる必要があります。また、人権侵害事例が発生した場合には、インターネットプロバイダに書き込みの削除要請をするなど、毅然とした対応をしていくことも大切です。

【インターネット上で起きていると思う人権問題】



※1 H25 調査では「出会い系サイト等犯罪を誘発する場となっていること」。

※2 H25 調査では「他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり助長する情報が掲載されること」「リベンジポルノが行われていること」の選択肢はなし。

めざすべき姿

インターネット上での差別事象・人権侵害の監視と規制に関する体制整備がされ、市民一人ひとりがインターネットにおける問題点を正しく理解し、インターネットを活用しています。

目標指標

目標指標	インターネット上で、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの情報が掲載された場合、許せない人権侵害だと思う人の割合		
評価方法	人権問題に関する意識調査結果より		
目標値	計画策定時	現状値	目標年度(R6)
	62.8%	62.4%	69.0%

施策の方向

施策の方向	主な担当課
<p>①インターネット上の人権問題についての理解の促進</p> <p>インターネット上で生じている人権問題についての情報を提供し、正しい理解を促すことにより、一人ひとりが被害者にも加害者にもなることがないように啓発します。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課 まちづくり推進課 学校支援課</p>
<p>②人権侵害に対する適切な対応の実施</p> <p>インターネット上での人権侵害については、国や県などの関係機関と連携し、削除要請等、適切に対応します。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課 学校支援課</p>
<p>③インターネットについての学習・情報提供</p> <p>インターネットの特徴や利用上のルール・マナーを理解し、適切に利用できるよう支援します。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課 まちづくり推進課 学校支援課</p>
<p>④インターネット上の人権についての教育の充実</p> <p>小・中学校等で、子どもたちがインターネット上の人権問題への理解を深めることができる教育を実施します。</p>	<p>人権教育課 学校支援課</p>
<p>⑤教職員・行政職員等の研修の充実</p> <p>教職員や行政職員等が、人権意識やメディアリテラシーを高める教育を行えるよう研修を充実します。</p>	<p>人権教育課 まちづくり推進課 学校支援課</p>
<p>⑥相談体制の充実及び周知</p> <p>インターネットにおける人権問題の相談体制を充実するとともに、その周知を図り、安心してインターネットを活用できるよう支援します。</p>	<p>人権政策課 人権センター 学校支援課</p>

8

Ⅲ 基本計画

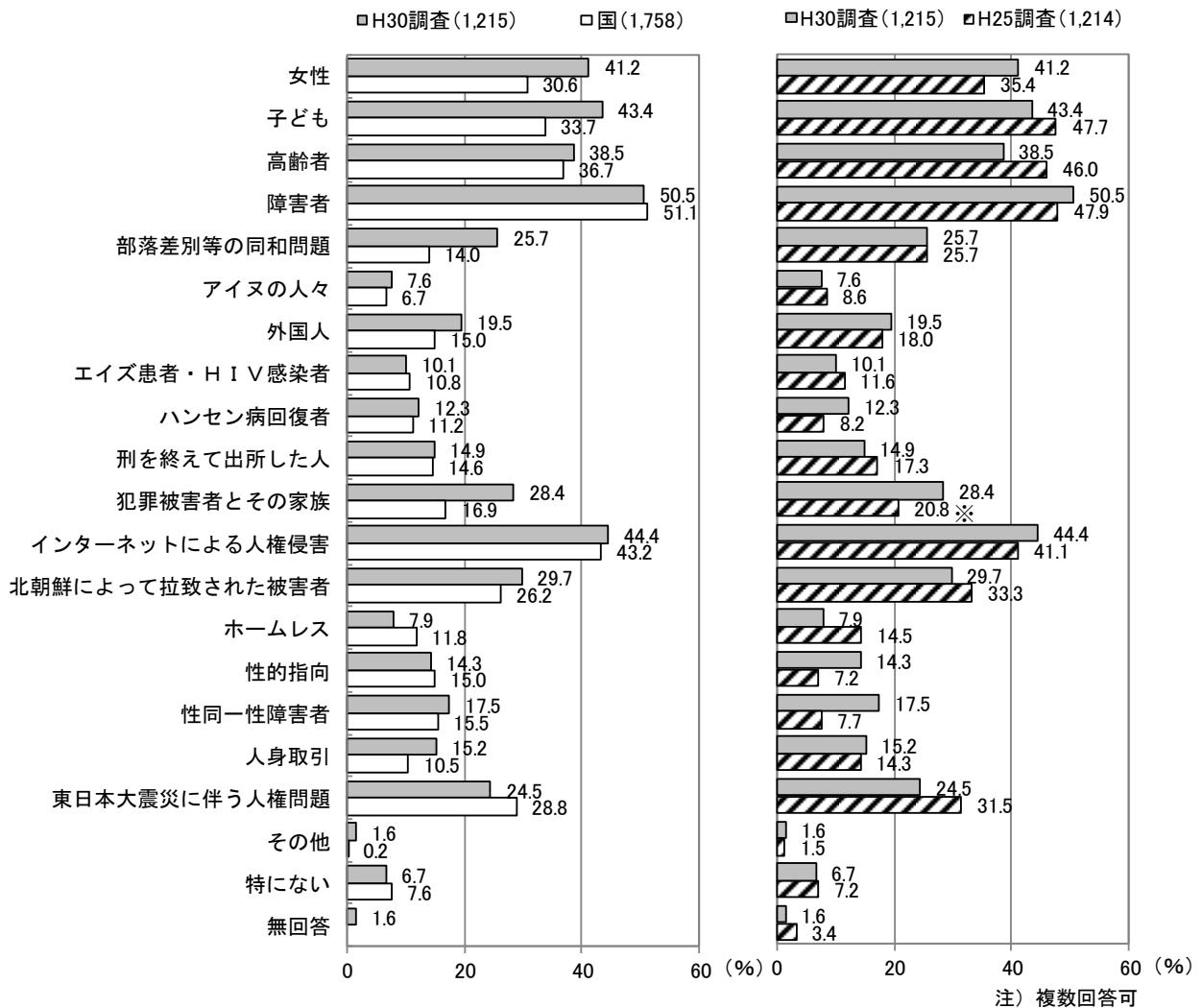
さまざまな人権



現状と課題

これまで述べた人権問題のほかにも、さまざまな人権問題が存在しています。「人権問題に関する意識調査」では、関心のある人権問題として、「障害者」「インターネットによる人権侵害」「子ども」「女性」「高齢者」などに続いて、「北朝鮮による拉致被害者」「犯罪被害者とその家族」「部落差別等の同和問題」等が上位にあげられています。

【関心のある人権問題】



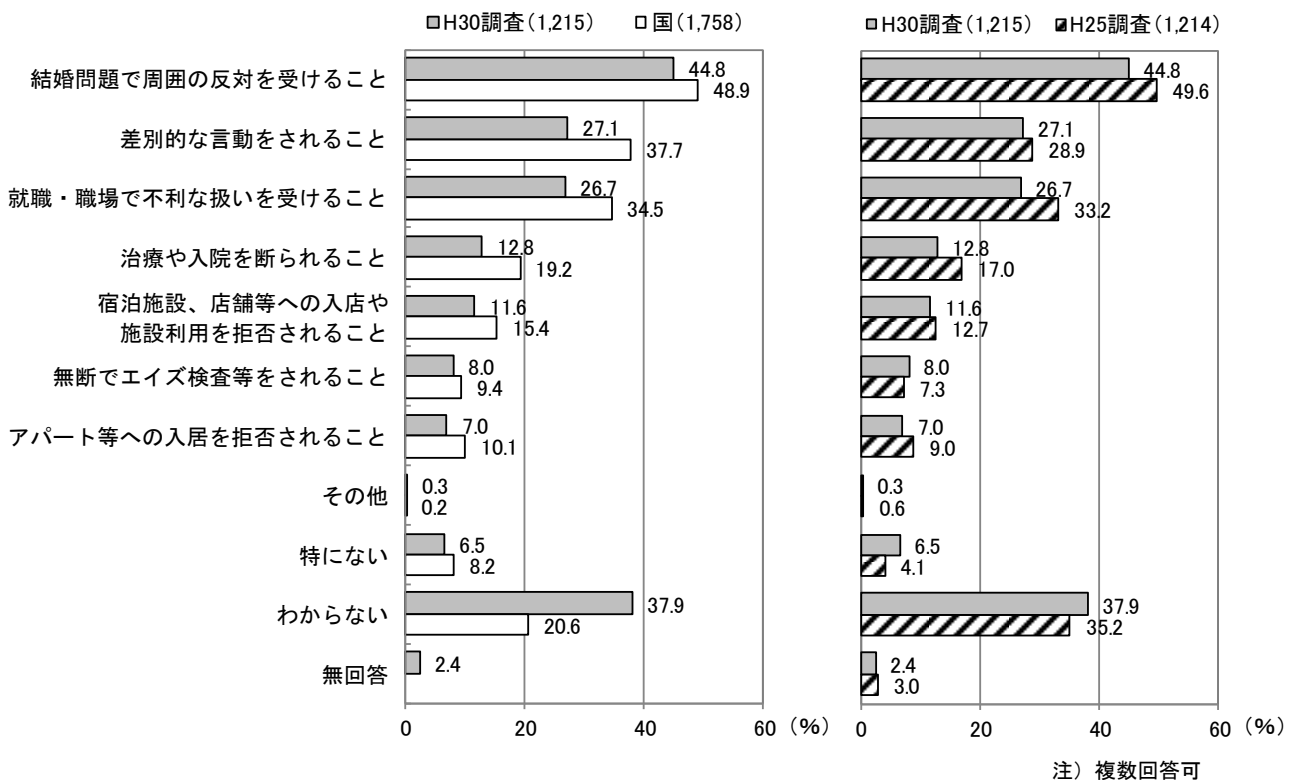
注) 複数回答可
※H25 調査では「犯罪被害者」。

また、今日の社会の動向や多発している社会問題等からみて、働き方改革などを踏まえた「職場等における人権問題」、「性同一性障害者や性的指向」、「被災者の人権」などについても、さまざまな人権としてとりあげていく必要があります。

■HIV 感染者・エイズ患者

意識調査では、HIV感染者・エイズ患者やその家族に関して起きていると思う人権問題として、「結婚問題で周囲の反対を受ける」「差別的な言動をされる」「就職・職場で不利な扱いを受ける」が上位にあげられています。これらの問題は、感染症に対する正しい知識や理解が不十分であることが大きな要因となっています。正確な情報の提供や正しい理解を広めていくことが重要です。

【HIV感染者・エイズ患者やその家族に関して起きていると思う人権問題】



■ハンセン病回復者

ハンセン病は、患者の強制隔離策といった史実から、誤解や偏見が根強く残っています。こうした差別や偏見の解消のためには、正確な情報の提供や正しい理解を広めていくことが重要です。2009年（平成21年）には、ハンセン病問題の解決の促進を目的とする「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が施行されています。

■犯罪被害者とその家族

犯罪被害者とその家族は、犯罪行為による直接的な被害だけでなく、偏見やプライバシー侵害など、さまざまな人権侵害を受けています。三重県では、2019年（平成31

年)に、犯罪被害者等への支援の充実、犯罪被害者等を支える社会の形成を目的とする「三重県犯罪被害者等支援条例」が施行されています。本市においても、犯罪被害者とその家族が社会的に孤立しないようにすることや、偏見や差別をなくす啓発活動等を進めてきましたが、今後もより一層啓発していく必要があります。

■北朝鮮拉致被害者の人権

2002年(平成14年)の日朝首脳会談において、初めて北朝鮮が日本人の拉致を認め、謝罪しました。同年10月に、5名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者の問題はいまだに解決されていません。北朝鮮当局による拉致は、我が国の国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。国連においても、2003年(平成15年)以来我が国が毎年提出している北朝鮮人権状況決議が採択されており、北朝鮮に対して、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決が強く要求されています。

我が国では、2006年(平成18年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めてさまざまな啓発が行われています。こうした問題も、自分には関係のない問題と捉えるのではなく、国民全体の課題として認識を深めていく必要があります。

■被災者の人権

2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災をはじめ、近年では毎年のように大規模な災害が発生しています。そのため、避難後の生活等における被災者の人権への関心が高まっています。

被災者への支援には、被災者個々の状態や立場等を踏まえることが大切です。避難所生活における女性、子ども、障害者等への配慮、病気を抱える方や高齢者等の服薬などの健康管理、あるいは在留外国人への防災対策など、その内容は多岐にわたります。さまざまな立場の人の人権を尊重する視点から、支援を検討していく必要があります。

また、災害時には、様々な要因から避難への支援を必要とする人がいます。災害対策基本法に基づき、支援が必要な人の情報を適切に把握するとともに、全ての要配慮者及び避難行動要支援者に必要な支援が行き届くようにしていく必要があります。

■アイヌの人々

アイヌの人々については、現在でも結婚や就職についての偏見、生活環境や教育水準等における格差等が存在しています。2019年(平成31年)には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌの人々を先住民族と認め、アイヌ政策の総合的な推進に関すること等が定められました。

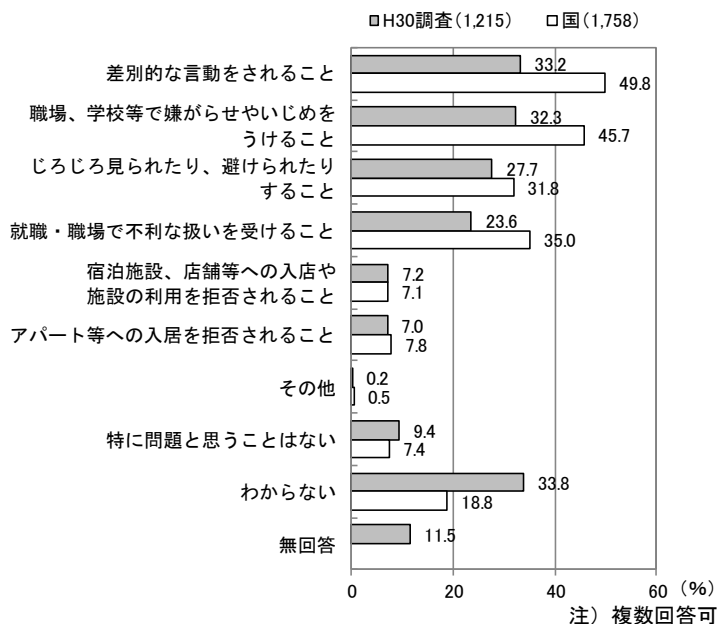
本市においても、アイヌ民族の歴史や文化、伝統などに関する知識や理解を深める学習を推進してきました。新法の趣旨を踏まえるとともに、今後もアイヌの人々の人権問題を国民全体が抱える人権問題として捉え、理解を深めていくための啓発が必要です。

■性的マイノリティの人権

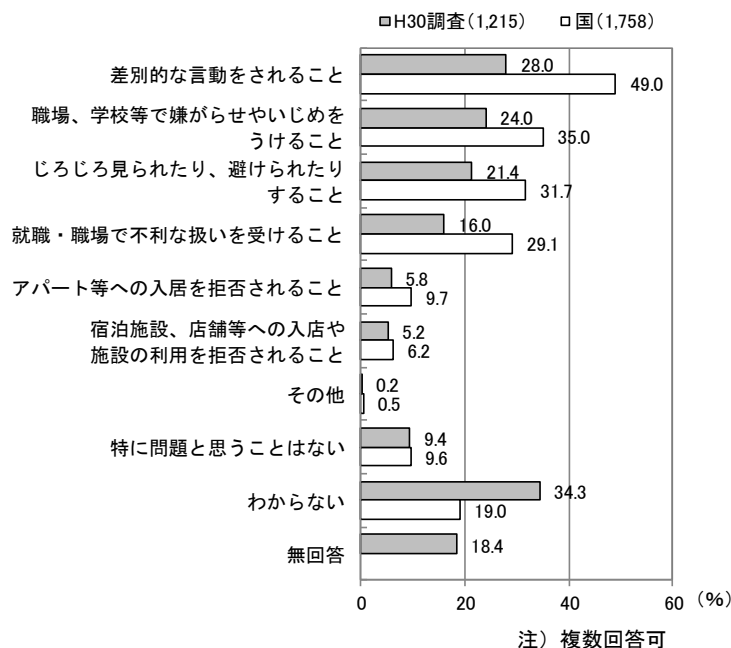
身体と心の性別が一致しない性同一性障害の人々は、日常生活や社会参加に支障をきたす問題もあります。2003年（平成15年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立し、一定の条件を満たす者への法令上の性別の取扱いの特例が認められていますが、全ての問題が解決されているわけではありません。

意識調査では、性同一性障害者や性的指向に関して起きていると思う人権問題として、「差別的な言動をされる」「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受ける」「じろじろ見られたり、避けられたりする」「就職・職場で不利な扱いを受ける」が上位にあげられていますが、これらはいずれも国の調査結果と比べて低い割合となっています。反対に、「わからない」人が国の調査結果と比べて高い割合となっている事から、問題に対する認識や理解が不十分な状態にあるものと考えられます。本市においても、引き続き性同一性障害者や性的指向に関する人権問題への啓発を充実していく必要があります。

【性同一性障害者に関して起きていると思う人権問題】



【性的指向に関して起きていると思う人権問題】



■ホームレスの人々

ホームレスの人々については、地域社会の協力のもと、自立支援を行うとともに、ホームレスの人々に対する偏見や差別意識を無くす啓発を行ってきました。10年間の法律として2002年（平成14年）に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が、2027年（令和9年）まで延長されたことも踏まえ、今後も自治体の責務を果たし、市民の理解を深める啓発を行っていく必要があります。

■刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人が、就職や住宅の確保等において差別を受けるといった人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、周囲の人々の理解と協力が必要であることを啓発し、理解を求めていく必要があります。

■多様なハラスメント

「人権問題に関する意識調査」では、受けた人権侵害の内容として「パワーハラスメント」が多く見られました。また、人権に関する企業の社会的責任としても「パワーハラスメントなどの相談窓口の設置」への関心が多く見られました。

パワーハラスメントは、組織内の優越的な関係を背景に生じる人権問題であり、人権侵害が生じて表面化しにくい面があります。また、職場ではセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント）などの問題も生じているため、国は、2019年（令和元年）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」を審議し、同年5月に可決・成立させました。この法律では、パワーハラスメントの定義を明確化し、各種ハラスメントの防止に

関する事業主の管理義務等を明確化しています。こうした新たな法律や制度について、「企業や職場」への教育や啓発を充実し、職場における人権問題を予防することが必要です。

これら以外にもさまざまな人権問題があり、また今後の社会の変化により、新たな人権問題が発生する可能性があります。それぞれの状況に応じ、適切な対応と取り組みを行い、すべての人の人権が尊重される社会の実現を図る必要があります。

めざすべき姿

あらゆる偏見や差別意識が解消され、人権侵害が起こることのない人権が尊重される社会が築かれ、市民一人ひとりが互いに個性を認め合い自立した生活を送っています。

目標指標

目標指標	人権問題学習講座の参加人数		
評価方法	人権問題学習講座の実績値にて評価		
目標値	計画策定時	現状値	目標年度 (R6)
	181人	220人	260人

施策の方向

施策の方向	主な担当課
①さまざまな人権についての正しい理解の啓発 すべての市民が人権についての正しい認識を持ち、さまざまな形で生じる人権問題に適切に対応することができるよう啓発します。	人権政策課 人権センター
②人権についての学習機会の充実 人権について学び、正しく理解することができるよう、学習機会を充実します。	人権政策課 人権センター
③人権教育の充実 子どもたちが、人権についての正しい知識を持つことができる人権教育を、学校等において実施します。	人権教育課
④教職員・行政職員等の研修の充実 人権教育に関わる教職員や、市民や企業等への啓発に関わる行政職員等の一人ひとりが啓発の担い手となれるよう、研修を充実します。	全課
⑤相談体制の充実及び周知 さまざまな人権問題の相談に対応できる体制をつくり、その周知を図ります。	人権政策課 人権センター 人権教育課

施策の方向	主な担当課
<p>⑥性的マイノリティの人権への理解の促進</p> <p>性的マイノリティの人権を尊重し、さまざまな性のあり方についての理解を深める啓発を行います。</p>	<p>人権政策課 人権センター</p>
<p>⑦多様なハラスメントへの理解の促進</p> <p>職場等におけるパワーハラスメントをはじめ、相手の人権を侵害する多様なハラスメントについて周知し、理解を深める啓発を行います。</p>	<p>人権政策課 人権センター 商工課 まちづくり推進課</p>
<p>⑧被災者の人権への理解の促進</p> <p>高齢者、障害者、女性、子ども、外国人など、災害時に特に支援を必要とする立場の人の状況を踏まえた対応ができるよう、被災者の人権への正しい理解を深める啓発を行います。</p>	<p>防災・危機管理課</p>
<p>⑨新たな人権問題への対応</p> <p>新たに生じた人権問題についての情報を収集し、適切な対応を検討します。「場面」に対応した新たな取組みや事業等が必要な場合には、実施を検討します。</p>	<p>人権政策課 人権センター</p>

桑名市人権施策基本計画

桑名市市民環境部 人権政策課
〒511-8601
三重県桑名市中央町2丁目 37 番地
TEL 0594-24-1193
FAX 0594-24-2029
e-mail jinkensm@city.kuwana.lg.jp